

平成18年第3回名寄市議会定例会会議録  
開議 平成18年12月12日(火曜日) 午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 一般質問

1. 出席議員(34名)

議長 33番 田 中 之 繁 議員  
副議長 19番 堀 江 英 一 議員  
1番 宮 田 久 議員  
2番 佐 藤 靖 議員  
3番 竹 中 憲 之 議員  
4番 岩 木 正 文 議員  
5番 駒 津 喜 一 議員  
6番 山 口 祐 司 議員  
7番 日 根 野 正 敏 議員  
8番 林 寿 和 議員  
9番 木 戸 口 真 議員  
10番 植 松 正 一 議員  
11番 高 橋 伸 典 議員  
12番 猿 谷 繁 明 議員  
13番 黒 井 徹 議員  
14番 渡 辺 宏 治 議員  
15番 田 中 好 望 議員  
16番 野 本 征 清 議員  
17番 佐 藤 勝 議員  
18番 谷 内 司 議員  
20番 熊 谷 吉 正 議員  
21番 渡 辺 正 尚 議員  
23番 東 千 春 議員  
24番 宗 片 浩 子 議員

25番 野々村 勝 議員  
26番 中 野 秀 敏 議員  
28番 村 端 利 克 議員  
29番 川 村 正 彦 議員  
30番 福 光 哲 夫 議員  
31番 斉 藤 晃 議員  
32番 武 田 利 昭 議員  
34番 三 宅 幹 夫 議員  
35番 小 野 寺 一 知 議員  
36番 大 久 保 光 義 議員

1. 欠席議員(1名)

22番 栗 栖 賢 一 議員

1. 事務局出席職員

事務局 長 伊 藤 矩 康  
書 記 間 所 勝  
書 記 久 保 敏  
書 記 佐 藤 葉 子  
書 記 熊 谷 あ け み

1. 説明員

市長 島 多慶志 君  
助 役 小 室 勝 治 君  
総務部長 石 王 和 行 君  
生活福祉部長 山 内 豊 君  
経済部長 手間本 剛 君  
建設水道部長 松 尾 薫 君  
福祉事務所長 中 西 薫 君  
上下水道室長 関 下 富士夫 君  
教育 長 藤 原 忠 君  
教育 部長 今 裕 君

市立総合病院	佐藤健一	君
事務部長		
市立大学	中尾裕二	君
事務局長		
監査委員	森山良悦	君

---

○議長（田中之繁議員） 休会前に引き続き本日の会議を開きます。

---

○議長（田中之繁議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

13番 黒井 徹 議員

15番 田中 好望 議員

を指名いたします。

---

○議長（田中之繁議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

平成19年度予算編成に対する考え方について外2件を、野々村勝議員。

○25番（野々村 勝議員） おはようございます。議長の御指名をいただきましたので、通告順に従い、質問をさせていただきます。

2006年も残すところ十数日となりました。世界ではいまだやまないテロ、異常気象による多くの犠牲者、国内においても竜巻により佐呂間町の9名のとうとい命が奪われ、またいじめによる子供たちの自殺、このような中であって天皇家の男子誕生は国民の喜びでありました。名寄市においては、風連町との合併、短大の4大化と記念する年でありました。しかし、中央ではいざなぎ景気を超えたと言われておりますが、道北、名寄市は厳しい財政運営を余儀なくされているところがあります。このような状況の中で、残り少ない2006年、来年2007年に期待をして質問に入ります。

まず初めに、平成19年度予算編成に対する考え方についてお尋ねをいたします。御存じのとおり、3月27日、風連町と合併し、新名寄市が誕生してから早くもあと数カ月で1年を迎えようとしているところであります。平成18年度名寄市の本予算は6月定例会に上程され、議会議決を経

て執行されました。市政執行の基本的な考え方は、一体性の速やかな確立と均衡のある発展を図ることが重要とのもとで、早期総合計画の策定に全力で当たるとの答弁をいただいたところであります。多くの統一課題のある多忙の中での計画の策定は、現在順調に進んでいるようでありますし、また旧名寄市、旧風連町との住民の交流や融和に向けた努力も各所に見受けられ、高く評価されるところであります。総合計画が策定され、一体性の確立と均衡ある発展を図ることは、財政基盤が安定していることが欠かせない条件であり、間もなく1年を経過する新名寄市の将来を考えると、19年度予算編成は大変重要な課題として考えるところであります。このようなことから、新年度予算を組むに当たっての考え方についてお伺いするところであります。

また、合併後の初の通常予算となりますが、さきに行われました決算委員会で議論がありましたように厳しい財政状況の中でありましたが、予算規模と主な懸案する事業の考え方についてお知らせください。

次に、平成18年度から自治体の人口と面積に依じて配分される新型地方交付税が段階的に導入される状況や財政調整基金の現状を見ると、取り崩しと今後の基金運営の考え方についてもお尋ねをいたします。

また、財政の弾力性を示す経常収支比率が前年より5.7ポイントも悪化し、実質公債費比率が19%となり、地方債発行に知事の許可が必要な団体に格付される等、財政運営上重要な課題が提起されているところでありますが、これらの経常収支比率や公債費比率が悪化した原因はどこにあるのか、また今後の対応についても見解をお知らせください。同時に均衡ある発展に対して支障が出るか等の見解もあわせてお聞きいたします。

次に、自衛隊関係についてお伺いいたします。今国民の安全を守る日本の安全保障が危機にさらされています。北朝鮮のミサイル発射、核実験に

よる核武装、いつ国民の頭にミサイルが、核が降ってくるかもしれません。このような国の危機に対して国民の不安が最高度に達しているところでもあります。このような事態を踏まえ、長年の懸案であった防衛庁の省昇格関連法案が野党第1党の民主党も含め、衆議院の9割以上の圧倒的な多数が賛成をし、10月30日、衆議院を通過したところでもあります。今国会で成立して、来年1月には防衛省に移行すると言われております。

名寄市においては、昭和28年から53年間にもわたり、最北の駐屯地としてまちづくりも含め市民との関係は日本一と言われております。その間駐屯地の隊員は、国連平和維持活動の一環として崇高な使命を受け、ルワンダ、カンボジア、東ティモール、ゴラン高原、イラクに派遣され、任務を完遂したところでもあります。特にイラク派遣に際しては、第1の派遣部隊として当時の駐屯地司令の番匠幸一郎一佐を長として、多くの駐屯地の隊員がイラクに出発していきました。無事の帰国を祈り、家族はもとより名寄市民挙げての物心両面の支援は見事なものでありました。その気持ちが通じ、全員無事任務を完遂して帰国したときには敬意を表し、安堵したものでありました。この後2次以降の派遣部隊は、第1次に続け、名寄市民を見習えを合い言葉に、2年半にわたり一発の弾も撃たず、一人の犠牲者も出さず、無事イラクの派遣を終了したことは、第1次派遣隊員の番匠司令を長とした駐屯地の隊員の活躍、また名寄市民の行動は広く国民の皆様はもとより陸幕、防衛庁に高く評価される場所でもあります。また、名寄市議会におかれては、平成14年12月13日に議員各位の御理解を得て、全国の自治体に先駆けて防衛庁を省に昇格することを求める意見書を全会一致で議会議決したところでもあります。このような現状を踏まえ、国の防衛庁の省昇格に対して駐屯地を抱える自治体として御見解をお聞きするところでもあります。

2点目の基地周辺整備費についてお尋ねをいた

します。駐屯地が存在することによって多くの事業に恩恵を受けてきたところであります。南プールもその事業の一つであります。ことし完成して、来年度より供用開始と聞かるところであります。財政厳しい折、19年度以降どのように推移されるか、また過去3年間の実績をお答えください。

次に、団塊世代の対応についてお尋ねいたします。戦後1947年から49年に生まれた日本人口の5%を占める団塊世代が2007年より定年期に入り、大量退職が始まることによりさまざまな課題が浮き彫りになっております。経済界では、大量退職で労働力が不足する、若い世代への技能や技術の継承が難しくなる等々、景気回復に水を差すとも言われております。政府は、2007年問題に対して団塊の世代などベテランの人材を初めとする高齢者らの積極的な雇用を促進するとの方針を打ち出し、本腰を入れているところでもあり、地方自治体においてもしっかりと対応していかなければならない問題であります。名寄市の対応についてお尋ねをいたします。1点目は、名寄市の人口に占める割合とその対応について、2点目は団塊世代の市職員の退職予定者と行財政改革との関連についてお答えをください。

これをもってこの場での質問を終わります。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） おはようございます。ただいま野々村議員の方から大きな項目で3点にわたっての御質問をいただきました。それぞれ私の方から答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、1点目の平成19年度予算編成に対する考え方についてお答えをさせていただきます。旧名寄市と旧風連町は、収入に大きく減少する財政収支のバランスのとれない厳しい財政状況の中で、組織のスリム化と事務事業の見直しにより行財政運営をより効率的に進めることで生き残りをかけて合併を選択いたしました。上手に効率化を進めることができなければ、財政破綻を招くことも想定され、既得権や既成概念にとらわれず、大胆な

発想の転換が必要と予算編成方針で市長訓令が出されたところでございます。

新名寄市の予算の編成に当たって、基本の一つ目は両市町の住民及び職員の融和促進と均衡ある発展であります。一部の合併市町村で地域エゴをむき出しにぎくしゃくしたまちづくりの様相が報道されておりますが、さまざまなイベントや機会を通じて融和を促進し、旧市町の地域を過大に意識せず、新名寄市にとりまして緊急性、必要性の高い事業を予算に反映させたいと考えております。二つ目は、多額な合併特例債が使えても借金に変わりはなく、公債費の適正な管理の上に合併特例債、合併支援策を有効活用したいと考えております。合併特例債を使える10年間は、あっという間に過ぎることも想定され、熟慮の上に年度間のバランスのとれた事業の厳選も必要と考えております。三つ目には、地方分権が進み、より地方の自立が求められ、限られた財源の中で多様な行政需要に対応するためには住民に提供するサービスの範囲と地域住民の役割の調整を図りながら、事務事業の見直しを行うことが重要で、激変緩和策も取り入れ、可能なところから進めてまいりたいと考えております。

次に、予算規模と主な懸案事業についてお答えをいたします。新年度の予算規模につきましては、現在新総合計画の策定中のほか、予算要求額の集計が終了しておりませんが、おおむね190億円程度になるものと想定しております。主な懸案事業につきましては、新総合計画策定の議論経過を踏まえ、普通建設事業では継続事業を中心とし、農業基盤整備事業ではニューパワーアップ事業の継続に伴い農家負担の軽減を図り、地域経済への波及効果も考慮して事業選択を進めてまいりたいと考えております。

次に、今後の基金への考え方についてお答えをいたします。ここ数年財源不足は基金を取り崩して調整を図ってまいりました。財源不足額は、編成方針時の4億円から5億円よりも新総合計画の

議論が進んだことと、さらに改修の必要な施設の現状から判断いたしますと増加するものと考えております。新型交付税の導入で歳入の不透明感が増し、組織のスリム化を含む合併効果は一定時間の経過が必要となりますので、当分の間基金に依存する財政運営となり、合併効果は平成21年度から見込んでおりますが、平成19年から20年度の2カ年度は大きく依存することになると考えております。また、場合によっては財政調整基金が底をつくことも想定され、特定目的基金を活用し、年度を超えた繰りかえ運用も視野に入れた財政運営が必要になると考えております。

次に、経常収支比率の悪化に対する見解についてであります。経常収支比率の悪化は、市税及び地方交付税の減少による影響が大きく、全国市町村の平成16年度平均値も90.5%と過去最も高い数値になっております。実質公債費比率も地方交付税の減少が大きく影響し、現在公債費負担適正化計画を策定し、今後の財政運営に支障が出ないよう種々検討中であります。総合計画における公共施設の整備には市債を充当することになりますが、公債費を償還する一般財源が急激に減少している現状では合併特例債を活用したくても一定の制限を受けることとなります。償還財源も考慮し、年度間のバランスをとりながらの事業実施年度の決定が重要になると考えております。

次に、大きい項目の自衛隊関係についての1点目の防衛問題、省昇格についての見解についてお答えをいたします。今国会におきまして防衛庁の省昇格関連法案が可決され、来年1月には防衛庁が防衛省へと移行すると言われております。このことにより内閣府の一部局だった防衛庁は政策官庁となり、防衛施設庁は省へ統合となります。中央省庁の体制は、1内閣府と11省となり、防衛庁長官は防衛大臣となり、防衛に関する重要案件と法律の制定について閣議を求めること、二つ目に予算要求やその執行を財務大臣に求めることなどができることなどにより他の省と同格となり、

体制の整備が図られるものとされております。

また、自衛隊の付随的任務だった国際緊急援助活動や国連平和維持活動などの海外活動は、国土防衛と国内災害派遣の本来任務と同等の扱いとなります。

防衛政策の基本などについては、内閣と国会の管理のもと運営されることに変わりはないようであり、日本最北の駐屯地を抱える本市として、国の予算編成に当たっては名寄駐屯地の重要性を考慮し、隊員の増強や地域整備による振興に結びつくよう期待するところであります。

次に、基地周辺整備事業の過去3カ年の実績と今後の推移についてお答えをいたします。防衛施設庁補助事業による名寄駐屯地周辺の生活環境の整備について、本市は昭和42年から道路、排水路の整備や埋め立て処分場、スキー場のリフト建設など継続して助成を受けてまいりました。平成16年度から平成18年度の3年間では、道路、農業施設整備、そして本年度完成の排水路整備と南プールの建設で、総事業費で5億3,600万円となっております。平成19年度は、継続事業の道路と農業施設整備を要望しており、あわせて20年度以降の新規事業について札幌防衛施設局と協議を進めてまいります。防衛施設庁による事業は、補助率が66.7%から100%と高いため財政上極めて優位であり、地域経済と雇用を支える上からも積極的に要望してまいります。

次に、大きな項目の3項目の団塊の世代に対する対応、名寄市の人口に占める割合とその対応についてお答えをさせていただきます。団塊世代の退職は、全国で約680万人と言われており、昭和22年から昭和24年生まれのこの世代が定年期に入る2007年には就業者が減少するという量的な問題にとどまらず、専門的技量を有する人材が大量に失われるという側面も有しております。さらに、技術、技能を伝承する上での障害となる可能性があるという意味では、経営上の負担ともなり得ると理解しております。また、昨年度

のものづくり白書では、2007年度問題に対して全企業の22.4%が危機意識を持っているということが明らかになっております。一時的な大量退職の衝撃を緩和する方法としては、雇用延長や再雇用が主要な対策と考えられており、法律上の義務と企業の必要性が相まって、熟練労働者を再雇用する動きが加速することも予想されます。しかし、団塊世代の退職は管理職ポストに多くのあきを生じさせることにもなるため、若手の活躍が広がるという期待も生まれてきており、団塊世代の退職をプラスとして受けとめる見方も少なくないところでございます。

名寄市に占める人口割合につきましては、団塊世代の人口が1,680人でありますので、割合では5.3%と推計されます。対応策としては、団塊世代には労働市場において現在担っている役割を次世代に円滑にバトンタッチし、自身はその知識や経験を生かして、コミュニティービジネスやNPOなど新たな労働市場開拓の原動力になっていただくことが重要であると考えております。また、これらのことから団塊世代の社会貢献意欲と収入確保がある程度両立できるような環境を整えていく必要があると考えているところであります。

次に、団塊世代の市職員の退職予定と行革の関連についてお答えをいたします。平成19年度から平成21年度に定年退職する職員は、一般行政職の職員で62名で、行政職職員に占める割合は13.3%と高いものになっております。今後団塊の世代の退職に伴う組織の再編、事業の見直し等により職員の適正配置と計画的な定員管理を行ってまいりたいと考えております。定年退職については、再任用制度の中で検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 野々村議員。

○25番（野々村 勝議員） それでは、順次再質問をさせていただきます。

19年度予算編成についての考え方でありませ

が、予算規模は190億円程度と財政調整基金が底をつくことも予想される等々の答弁内容は厳しく受けとめさせていただきますが、2点について質問いたします。1点目は、予算編成に当たり、まちの経済と雇用への配慮はどのように考えているか。まず、この1点お願いします。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） お答えをさせていただきますけれども、現在国内的にはいざなぎ景気というその景気を超えて戦後最長というふうなことを言われておりますけれども、全国レベルと比較いたしまして当道北、名寄地方については、その実感がないような景気でないのかなというふうに思っております。予算編成に当たりましても、これまでもそのような対応をしておりますけれども、地域経済や雇用に配慮した予算編成ということで、今回の市長訓令、さらには事務の部長指示の中でもそのことに配慮する予算編成の指示を出したところでありまして、事業の厳選とあわせて地域経済の活性化と雇用に配慮した予算編成に現在それぞれの部局で取り組んでいるという状況にありますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 野々村議員。

○25番（野々村 勝議員） わかりました。

では、2点目は、依然と厳しい地方財政の中であって、630億円の負債を抱えた夕張市の財政破綻、やみ起債問題の歌志内市と上砂川町の負債残高の返済財源となる一時借入金が増えれば、また夕張市と同じになると言われております。また、富良野市では60億から75億円をかけた駅前周辺開発が財政の負担になり、それがため大変なことになっているようなことでもあります。このような道内の現状を踏まえて、名寄市は大丈夫かと思うところであります。そこで、建設事業の3点セット、道の駅、駅前開発、中学校建設、この事業の進捗状況、また見直しがあるのかないか、その辺をお答え願いたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 19年度の予算編成に当たりましては、それぞれ普通建設事業等々の精査を新総合計画の中でも議論しておりますけれども、先ほども答弁をさせていただきましたけれども、現在前期事業なり、後期事業ということで精査中であります。主に継続事業を中心として現在の予算編成作業になるのかなというふうに思っておりますが、御質問にありました風連地区における大型事業といいましょうか、普通建設事業の中での道の駅、市街地再開発事業につきましては、継続事業という中で19年度の予算編成の中で普通建設事業ということで今取り組んでいくということになるということで考えているところでございます。

また、それにかかわる財源の部分についての御心配の御質問かなというふうに思っておりますけれども、合併による合併特例債、さらには過疎債等々有利な財源をどう有効に活用するか。10年間の財源の確保でありますけれども、年度間によってその有効な財源をどのように使うかは、これからの総合計画の中での前期事業と後期事業の中で振り分ける中で、その起債を活用していきたいというふうに思いますけれども、それをとっても借金でありますから、先ほど言ったように一般財源の見合いの中で、借りるお金も償還が出てくるわけありますから、後年度の償還圧にならないような財政計画をしっかりと立てる中で普通建設事業等々の事業を選択をしていきたいと、このように考えております。

○議長（田中之繁議員） 野々村議員。

○25番（野々村 勝議員） これは、市民の関心事でもありますので、もう一度確認しますけれども、市長はぶれない市長ですけれども、もう一度確認しますけれども、見直しはしないのですね。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） この事業につきましては、継続事業ということでありますから、基本的に見直しはないと思っております。

○議長（田中之繁議員） 野々村議員。

○25番（野々村 勝議員） わかりました。

次に、自衛隊関係についてであります。国の防衛に対して駐屯地を抱える自治体として市民とともにしっかりと対応しなければならないと私は思うところであります。基地周辺整備費について1点のみ再質問いたします。3年間で事業費が5億3,600万円、補助率が66.7%から100%という財政上極めて有利との答弁であります。合併したら風連地区も入ると思いますので、風連地区に対してどのように考えているか、これ1点のみお知らせください。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 周辺整備事業の関係でありますけれども、これは野々村議員が一番詳しく承知している部分だというふうに思いますけれども、この補助事業につきましては民生安定事業と障害防止対策事業ということで大きく二つに分かれておまして、先ほど答弁させていただきましたように多くの事業を名寄市で活用させていただいている状況でございます。

風連地区との関係で、合併をしたことによって一つの新名寄市でありますから、かつては風連地区にはそのことの恩恵はなかったわけでありましてけれども、新市になった中ではその対応ができるのかなということで、担当の方でもそれらについて今検討しながら、19年度、20年度の事業の折衝の中でできる事業については取り組んでいけるようなことで検討してまいりたいというふうに思っておりますし、特に演習に行く自衛隊の車両等が風連地区の道路を走行するわけでありまして、それらについての対応ができてくる部分になるのかなということで私も考えておりますけれども、それらについても今後協議をして、対象になるようなことでの協議をしていきたいと、このように思っております。特にすべてが対象ということではないということでありまして、基地周辺から距離だとかいろいろな条件があるという

こともございますので、できる条件の中の整備、特に道路関係については風連地区も含めた整備対象になるというふうに認識をしておりますので、今後協議の中でお話をしていきたいと、このように思っております。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 野々村議員。

○25番（野々村 勝議員） この整備事業に関しては、市長を初め関係団体と防衛庁に陳情したときも名寄市に対しては非常に好感があるのです。さきに述べたとおり。だから、これは今言われた答弁のとおりしっかりと対応してもらいたいと思います。

次に、団塊世代の対応についてであります。名寄市の人口に占める割合は5.3%と答弁されておりますが、平成19年度、21年度までの定年退職する職員は62名と伺っておりますが、まず62名の19年から21年までの年ごとの数、それをひとつお知らせを願いたいと思います。

それから、定年退職については、再任用制度の中で検討するとの答弁であります。名寄市は再任用制度は取り入れていないと思いますけれども、臨時職員採用で今は対処しているのですけれども、これは再任用制度と併合して取り入れるのですか。

また、年金との関係であります。在職年数ごと年金受給が違うと思いますが、例えば24年生まれば65でもらうようになると思います。そして、60で定年を迎えて、5年間採用を引っ張るのかどうか、そのようなところをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 名寄市職員の一般行政職の退職者ということでお答えをさせていただきますけれども、19年度から21年度、先ほど62名ということでお答えをさせていただきました内訳でありますけれども、19年度の退職者、昭和22年生まれでございますけれども、12名おります。20年度、23年生まれの者は24名、



21年度で昭和24年生まれの者は26名、合わせまして62名ということで、団塊の世代の大量退職も名寄市としても全国的に同じような推移でございます。

また、年金受給開始年齢、これにつきましては19年度、20年度退職者については64歳からの年金受給開始年齢ということでありまして、2年で1歳上がるというようなことの制度でありまして、21年度の24年生まれ以降につきましては65歳が年金受給開始年齢ということになってございます。さらにまた、再任用制度、これは地方公務員法の改正に伴いまして定年退職した公務員を最長65歳まで再雇用する制度ということでありまして、今申しましたように64歳まで、65歳まで、4年ないし5年ということでありまして、条件としてこれは5年間、4年間保障されているということではありませんでして、知識と経験と技能、それぞれの知力、体力も含めて、毎年一年一年面接採用による選考による再任用制度というふうなことでありまして、これは年金の受給年齢の開始年齢と合わせて、制度としてこれは地方公務員法の改正に伴って名寄市としても条例を制定をいたしまして、整備はしているところでございます。

また、民間部門におきましても高齢者の雇用安定法に基づいた制度がありまして、65歳まで継続勤務が可能という制度がございます。官民あわせて、年金受給とあわせて再任用というふうなことが制度化されているということでございます。

名寄市も今申しましたように条例の制定をしておりますけれども、これは平成14年度からの退職者からの適用で実施をしておりますけれども、制度はありますけれども、一般行政職で再任用として再雇用といたしましょうか、実施をした実績はございません。それにつきましては、一定程度雇用を希望する職員に対しては、面接等によりまして現在嘱託という形で豊かな経験と知識を生かしたことで数名採用している状況でございます。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 野々村議員。

○25番（野々村 勝議員） この問題に我々自衛隊のOBも7年前、自衛隊は定年が54歳です。7年前は170名程度名寄市に受け入れてもらいましたのですけれども、今はどういう状態であるかといいますと、7年、54歳から60ぐらいまで働いてきますと企業が今度離さないのです。だから、非常に今自衛隊のOBでも待機している人間が多いのです。企業が本当は60歳でやめてもらいたいのだけれども、今54歳のOBを任用したがるらないのです、せっかくベテランになったからということ。そうすると、市の職員もこの62名が退職して、65歳まで引っ張るということになると、次から次が今度は就職ができないということになりますので、その辺もしっかりと対応してもらいたいと思います。

それから、これはあれなのですけれども、3年間で62名という大量退職でありますので、これは定年の退職金がどのぐらい予想されているか。それと、それが財政にどう影響を及ぼすか、ちょっとこれもお願いいたします。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 確かに団塊の世代の大量の退職者によるそのときによる退職金ということでは非常に大きな額になるということでありまして、それぞれ新聞報道等でも各市の状況について報道がされているところもお聞きになっているかと思っておりますけれども、それについては名寄市としては一定の期間の中で退職手当組合に加入をしております、毎年度計画的な積み立てをしながら、さらにはその制度を生かしながら、財政との関係もありますけれども、これは制度としてある部分についてはしっかりと対応していかねばならない部分ということで認識をしております、それらについても退職手当組合、さらには今3年間で精算といたしましょうか、毎年毎年の精算ではなくて退職者によっては大きな財政の負担が

出てきますけれども、財政運営上計画的な対応をして現在に至っておりますので、大きな額にはなりませんけれども、しっかりとした対応を現在もしておりますので、御理解をいただきたいと思いません。

○議長（田中之繁議員） 野々村議員。

○25番（野々村 勝議員） 私の質問はこれで終わりたいと思えますけれども、名寄市の財政は依然厳しく、みずからの判断と責任により効率的な行政運営を実現し、自衛隊関係、来年から始まる団塊の世代に対するしっかりした対応を強く要望して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（田中之繁議員） 以上で野々村勝議員の質問を終わります。

風連地区市街地再開発事業について外3件を、野本征清議員。

○16番（野本征清議員） 議長よりお許しをいただきましたので、私は4件にわたりまして質問をさせていただきます。

まず、1点目でございますけれども、風連本町地区の市街地再開発についてでございます。合併しても寂れない風連地区の願いを込めて、本事業は実現に向けて一歩前進しておりますけれども、消費者の町外流出に歯どめをかけ、商業地区や公共施設など複合的に整備をし、にぎわいのあるコンパクトな市街地形成をしていくとの基本構想が示されたところでございます。来年3月までに準備組織を設立し、事業計画を作成、北海道への申請手続の段階を迎えているこの事業であります。そこで、24億円という巨額の投資をするこの大型事業全体にかかわる費用対効果を現時点でどのように推計をされているかまずお伺いいたします。

2点目でございますけれども、この事業の実施における権利変換も含めた不動産などの財産権の取り扱いにかかわる考え方をお示しをいただきたいと思えます。

3点目につきましては、コンパクトシティが

地域にもたらすものとテナント誘致の見通しについて現時点の考え方をお示しをいただきたいと思えます。

4点目でございますけれども、基本構想の中でも共同住宅の建設が構想図の中にも示されておりますが、この共同住宅建設のねらいと既存の風連瑞生団地の住みかえに対する考え方につきましてお伺いをいたします。

2点目でございますけれども、環境に優しいごみ対策についてお尋ねをいたします。名寄地区衛生施設事務組合が事業主体の炭化センターも開設いたしましてから4年目を迎え、施設の運転も軌道に乗っていると聞いているところでございます。全道各地域にあっても、ごみ問題の解決に向けて行政、各種団体、市民の方々が協力して、このごみの減量化による環境保全に取り組み、資源循環型社会の構築を目指し、未来の子供たちへ手渡す努力を各自自治体がそれぞれの形で行っているところであります。そこで、お伺いをいたします。分別収集体制の現況と今後どのような対応が望ましいと考えておられるのかお伺いをいたします。

2点目につきましては、日々搬出されます事業用、家庭用も含めた生ごみにつきまして既存の施設の有効利用と延命策を踏まえ、生ごみのリサイクル、堆肥化に対し、新たな取り組みをする必要があると考えますが、その辺の考え方をお伺いをしたいと思います。

3点目では、これからの市民の皆さんに対するこのごみ減量化、分別収集も含めた啓蒙普及活動のあり方についての考え方をお尋ねをいたします。

4点目、これからの望ましい環境教育に向けて、どのような方策を講じていこうとされるのか考え方をお示しをいただきたいと思えます。

次、3点目、風連地区天塩川パークゴルフ場の運営管理についてであります。1983年、十勝の幕別町で誕生いたしましたパークゴルフにつきましては、この20年、驚きを隠せないぐらい大きな広がりを見せておりまして、愛好者のすそ

野は今もどんどん広がっている現況でございます。風連地区の天塩川緑地公園パークゴルフ場広場につきましても、既存の27ホールに加えまして来年度は18ホールの開設が予定され、さらに2008年には2コース18ホール、天塩川上流、下流を合わせますと7コース63ホールのコースが誕生するわけでございますが、こういった従来の3倍にも上るコース誕生目前の状況であります。そこで3点ほどお尋ねをいたしますが、来年度19年度における維持管理にかかわる管理人の配置は必要と私は考えるところでございますが、この管理人配置に対する考え方をまずお尋ねをいたします。

2点目でございますが、野外施設にあっても、これは利用する側、利用される側、双方の努力によって善良な管理運営が望まれますが、今後市、運営委員会、それぞれの業務分担、役割を従来の確認事項も含めて再点検すべきと私は考えるところでございますが、考え方につきましてお伺いをいたします。

3点目につきましては、当初開設の先ほど申し上げましたように3倍近いエリアを適正に管理運営するためには、今後指定管理者制度の導入も視野に入れて対応すべきと考えますが、この辺の考え方について市の考え方をお伺いをいたします。

4点目につきましては、市民ニーズと職員の士気についてであります。新しい行政改革案の中で既に方針が示されておりますが、財政調整基金に依存しない財政構造への転換、市民との協働のまちづくりを目指し、この改革案の推進項目の中でも人材育成の推進、組織と職員制度の見直し、事務改善などを図って、市民との信頼関係を保つとしておりますが、今後どのような形で市政の推進を図ろうとするのか、その辺の考え方についてお尋ねをいたします。

次に、職員の行政改革方針に対する心構え、意識づけを庁内的にどう醸成されていくのか、考え方についてお伺いをいたします。

次に、市民の職員に対する期待は非常に大きいものがあると思いますが、そうした市民ニーズを踏まえて、職員の皆さん方の士気をどのように高め、合併後の一体感、一体化を図ろうとされるのかお伺いをいたします。

これをもってこの場での質問を終わらせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） ただいま大きく4点の御質問をいただきました。1点目と3点目についてお答えを申し上げます。なお、2点目は生活福祉部長、4点目は総務部長からの答弁となりますので、よろしくお伺いをいたします。

初めに、1点目でございます。風連地区市街地再開発事業についての御質問でございます。初めに、事業全体の費用対効果をどのように推計しているのかについてお答えをさせていただきます。事業の実施地区は、風連市街地のほぼ中央に位置し、中心商店街の中央でもあり、利便性が高く、最も集客性が図られ、商店街の利用を高める条件を満たす場所としての位置づけでおります。この事業により、既存商店街の店舗と個人住宅との混在及び空き地等を整理し、商業店舗と専用住宅とを分離、それぞれの区域に集積をして、土地を高度利用することにより公共施設や駐車場等を整備いたしまして、専用住宅区域は閑静な住宅地として住環境の向上を図ろうとするものであります。商業の集積区域には診療所、健康福祉施設、交流センター等の公共施設をあわせて導入し、商業施設と公共施設の機能を持つ二つの施設を併設することにより利便性や集客性の向上が図られ、商店街への利用が商店の販売を活発化し、消費購買の向上へとつながり、大きな相乗効果をもたらすものと期待しております。

また、高齢者等が安心して暮らせる交通機関や商業、公共施設の整った市街地中心部に住んでもらう共同住宅を導入し、定住人口の増加により市街地の活性化を図ってまいります。さらには、整

備された交流センターや広場等が各種イベント開催、地域住民の文化、スポーツ、ボランティア等の活動拠点として利用されることにより、地域と商店街の触れ合いや商業が活発化され、総体的に事業による大きな成果が期待されるところであります。また、周辺商店及び商工業者にも大きな経済波及効果が期待されると考えております。

次に、2点目の事業実施における不動産等財産権の取り扱いについてでございます。市街地再開発事業は、施行地区内の細分化されている宅地、建物を共同化された建物とその敷地に整備をいたしまして、地区内に有する土地所有権、建物所有権等を従前資産といたしまして、新たに建設される建物とその敷地のうち従前資産に対応する新しい資産のことを権利者の従後資産とっております。この従前資産を従後資産に変換することを権利変換とっております。従前の権利を価格に評価し、それを新しい建物床と敷地に関する権利に等価交換をしていきます。土地につきましては、新たな建築物を細分化されている多数の所有者がいる敷地の上に建設をいたしますと、従後の工事後の敷地の権利関係が複雑となり、建物の維持管理にも問題が生じやすいので、敷地を合筆をいたしまして、1筆の土地として従前の土地所有者の共有として、共有持ち分はそれぞれの従前の土地評価額の割合によって定めてまいります。建物につきましては、区分所有となりまして、従前の建物評価額は鑑定評価によって定めませんが、従後の評価額につきましては建物等の基本設計で試算をいたしました概算評価額で地権者と協議を行っておきます。このとき地権者が床の増床を求める場合には保留床の購入扱いとなります。事業が完了いたしますと、事業費の額が確定し、新しい建物の評価額が決定され、その結果従前の評価額との間に差額が生じることもあり得ますが、差額分につきましては超過した場合は徴収を、不足の場合は交付によりそれぞれ清算を行い、事業を完了するというものでございます。

3点目のコンパクトシティが地域にもたらすものとテナントの誘致の見通しについてお答えいたします。さきの答弁と重複いたしますけれども、市街地の商店と個人住宅の混在及び空き地等で利便性、住環境が悪化している商店街の商店と個人住宅を分離し、商業店舗を集積して、公共施設と併設することによりコンパクトシティをつくってまいります。このコンパクトシティにより、中心市街地に交通手段を持たない高齢者や身体に支障のある方等の方でも安心して健康管理から日常生活必需品の購入までが容易にでき、利便性と集客性が高まり、魅力ある商店街とまち並み環境づくりが創出され、中心市街地の活性化に期待できるものと考えております。

テナントの誘致の状況につきましては、事業主体の期成会では商工業者に事業への参画の呼びかけをしておりまして、診療所の移設に伴い調剤薬局が高齢者の大変利用が多いことから、診療所の隣接に移転をしたいとの申し出があり、さらに町内のコンビニエンスストア2店からもテナントとして参入したいとの申し出が来ている状況でございます。受け入れ態勢を検討しているところでございます。

次に、4点目の共同住宅建設のねらいと瑞生団地住みかえに対する考え方についてお答えを申し上げます。市街地再開発区域内の共同住宅につきましては、現在は高齢住宅としての位置づけとはなっておりません。平成15年から21年で建てかえを実施中でございます西町団地の終了後、瑞生団地の建てかえ事業に着手する予定であります。建てかえに当たりましては空き住宅の確保が必要であります。しかし、現時点では空き住宅の確保が進んでおりませんので、今後円滑に建てかえを進めるために住みかえ公営住宅の確保が課題となっております。そこで、平成23年度以降の建てかえ計画となります瑞生団地につきまして、来年度、平成19年度に策定をいたします住宅マスタープランにおきまして入居者の意向調査を行

うなどいたしまして、市街地再開発事業の年度内容等との整合について今後十分検討して、共同住宅の建設を実現していきたいと、そのように考えているところでございます。

次に、大きな項目でございまして3点目です。天塩川パークゴルフ場の運営管理についてお答えを申し上げます。3点にわたっての御質問をいただいておりますが、それぞれ関連がありますので、一括してお答えをさせていただきます。まず、1点目の維持管理に伴う管理人の配置についてでございますが、現在パークゴルフ場の維持管理の大きなウエートを占める芝刈りにつきましては維持管理センターの職員が行っておりますが、19年度以降の職員配置がどのようになるかを見きわめまして、今までのような配置ができなければ別に管理人を配置しての対応になるものと考えております。

次に、2点目の最良管理に向けての市、運営委員会の役割についてでございますが、今のコースにつきましては平成14年度から使用開始になり、平成15年度から本格的に運営委員会の協力をいただきながら、維持管理に努めていたところでございます。当初は、コース状態も芳しくなく、利用者からの苦情も多くありましたが、最近では運営委員会の方々が一生懸命手を加えていただいているおかげで年々コース状態もよくなり、利用者から大変喜ばれているものと話を伺っております。このように今までも運営委員会に大きくかかわっていただいた経緯もありますので、こうしたものを今後も大切にいたしまして、運営委員会と十分協議をさせていただきながら、運営委員会が行うもの、お願いするもの、市が行うもの、それぞれ業務を分担しながら、維持管理をしていきたいと考えているところでございます。

次に、3点目の指定管理者制度に向けての考え方でございますが、市が管理する施設の一つとして将来は指定管理者制度の導入につきましても考えていかなければならないと、そのように思っ

ておりますが、当面は運営委員会の過度な負担とならないよう配慮させていただきながら、運営委員会と市がタイアップをいたしまして、維持管理に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上、大きな項目1点目と3点目の御答弁とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（田中之繁議員） 山内生活福祉部長。

○生活福祉部長（山内 豊君） 私からは、大きな項目の2、環境に優しいごみ対策についてお答えをいたします。

4点にわたり御質問をいただきました。1点目の分別収集体制の現況と今後の対応についてお答えをいたします。旧名寄市での分別収集で申しますと、資源ごみの分別は平成5年にモデル地区を対象として空き缶、空き瓶の分別収集に始まり、平成7年、国の容器包装リサイクル法の制定を受けて、できるものから順次分別収集を実施してきました。本年4月からの紙製容器包装の分別収集で一応の法に基づいた分別収集が出そろった形となりました。特に平成14年12月からそれまでの焼却処理から炭化処理へと変わったことも分別が進んだ一因と考えております。

また、法が制定される以前から町内会や子ども会が会の資金造成を目的に市内古物商と連携をとり、有価物、いわゆる新聞紙、雑誌、段ボール、紙パック、鉄類の集団回収を実施しており、現在の集団回収奨励事業へと発展してきたところでございます。さらに、平成12年5月に循環型社会形成推進基本法が制定され、それまでの大量生産、大量消費、大量廃棄の社会のあり方や国民のライフスタイルの見直しとともに、天然資源の消費の抑制、環境への負荷を低減する循環型社会を形成することが求められています。このことから、市としてもその都度こうした経過を踏まえ、市民の皆さんの協力を得ながら、ごみの減量化、資源ごみの分別など、廃棄物の適正な処理に努めてまいっております。

ちなみに、平成17年度のリサイクル率は、風連地区で28.6%、名寄地区で18.2%となっており、今後も分別を徹底することでリサイクル率の向上を図ってまいります。

次に、2点目の生ごみの堆肥化に対する新たな取り組みの考えについてお答えをいたします。構成市町から炭化センターへ搬入される炭化ごみの量は、平成15年度、4,961トン、平成16年度、4,547トン、平成17年度、4,242トンとなっており、約14.5%の減となっております。これは、自然減もありますが、各事業所回りや広報で水切りの徹底、異物の混入がないよう分別の徹底等をお願いした成果も一部出てきていると考えます。

また、炭化ごみの成分は、生ごみ、紙おむつ等は当然ですが、近ごろは個人情報保護の観点からかシュレッダーされた紙も相当ふえている現状があります。このことが今後炭化センターの負担になるかどうかの検証はできていませんが、生ごみを減らすことは炭化センターにとって維持費用の減、家庭や事業者にとっては処理費用の減、生ごみを堆肥化することで化学肥料の減となり、循環型社会をつくる上では重要なことと思います。しかしながら、一定規模での堆肥化は施設の建設、製品の品質管理、堆肥利用者の確保等課題も多いと考えます。市としても今までに生ごみ堆肥化容器購入助成、電動生ごみ処理機購入助成、段ボールコンポストの普及活動と、生ごみを家庭から出さない取り組みを進めてきましたが、さらに普及するよう運動を強化していきたいと考えております。

また、今後の取り組みとして、家庭菜園のない方の堆肥の利用方法、例えば公共施設や町内会館の花壇での利用、道路わきのプランター花壇での利用等、美化運動と連携した取り組みも考えられると思います。

3点目、これからの啓蒙普及活動のあり方についてお答えをいたします。ごみの減量化による環

境保全は、市民、事業者、団体、行政が一体となり、共通の認識を持ち、連携して取り組むことが不可欠と考えております。そのためには情報の共有化が大切であり、行政がいかにか情報提供できるかだというふうに思います。市としても広報紙の活用やチラシの配布、さらには施設見学会等を通じて周知を図ってきたところでございます。過去にペットボトルの排出方法を季節に合わせポイントを絞ってチラシを配布し、成果を上げたこともありますので、情報の提供にも工夫が大事と考えております。

さて、ごみの減量化による環境保全は、循環型社会に適応した施設が必要でありまして、リデュース、発生抑制、リユース、再使用、リサイクル、再利用の3R運動の推進、とりわけリデュース、発生抑制は家庭にごみとなるものを持ち込まない運動であり、市民が簡単に取り組める事業でもあります。現在市でも名寄消費者協会や環境衛生推進協議会と連携し、ノーレジ袋マイバッグ持参運動に取り組んでおります。今後は、事業者に対しても過剰包装を控えるなどを要望していくとともに、市民の皆さんに対してもごみを持ち込まないなどの啓蒙普及を図ってまいります。

4点目、望ましい環境教育についてお答えをいたします。学校では、小学4年生が社会科の授業の中で健康な暮らしを守る工夫として環境問題に取り組み、ごみ施設や水道施設の見学など、環境を通して健康を守る勉強をしております。また、総合学習や学校行事で小中学生が学校周りや通学路のごみ拾いを実施し、町中の美化運動に取り組み、環境問題を考えています。高校においても環境に関心のある人たちが施設の見学や市役所を訪れ取材し、壁新聞等学校祭で発表していました。市内の小学校の1教室ですが、給食残渣を段ボールコンポストで処理し、できた堆肥でハウレンソウを栽培し、児童みんなで食事をしたこともありました。このような環境問題に取り組む姿勢を大事にし、教育委員会等とも連携をとりながら、環

境に優しいまちづくりを進めていきたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 私の方からは、大きな項目の4点目、市民ニーズと職員の士気について、1点目の職員の行財政改革に対する意識をどう醸成していくかについてまずお答えをさせていただきます。

新行財政改革推進計画は、平成18年度を含め新名寄市総合計画の前期計画の平成23年度までを計画年度とし、地方分権下における自主性と自立性を高めるとともに財政の健全化を目指し、改革の基本方針の一つに簡素で効率的な行政運営、二つ目に健全な財政運営、三つ目に市民との協働の行政運営とし、これまで旧名寄市と旧風連町にありました計画の未実施分、また全職員アンケートによる意見、提言、さらには国が示している集中改革プランの各項目などを基礎として策定に当たっております。職員アンケートの回収率も67%と職員の行財政改革に対する意識は高いものがございました。それら結果をもとに現在庁内で組織をする策定委員会で体系的にまとめ、12月中に各職場においてその素案に対する推進項目について議論をしている最中であります。その職場会議での議論結果をさらに策定委員会で精査をし、明年1月には計画を策定することとしております。いずれいたしましても、計画づくりの段階から職場論議を深めることが職員の行財政改革の意識が醸成されるものと考えておりますし、計画策定後には実施委員会を組織し、推進事項の実行に当たっても職場議論を大切に、随時必要な改善や課題の提起を行ってまいります。

また、個々の職員の気づきにより改革を進めていくとともに、全職員が主体的に改革に取り組めるような活気ある職場づくりを推進していくことが重要と認識しております。そのためには、一つには市民の目線からの改革、二つ目にコスト意識

の徹底、三つ目にスピード重視、四つ目に成果重視、五つ目に透明性の確保と説明責任の徹底などを視点に研修、さらには職場議論の実施をし、改革の理解とその徹底を図り、意識の醸成を図ってまいりたいと考えております。

次に、職員の士気をどう高め、合併後の一体化を図っていくかについてでございます。合併の協議におきましては、行政サービスや負担水準については市民生活に支障のないように一体性の確保に重点を置いた調整をしてまいりました。また、両庁舎には双方の庁舎を有効に利用し、市民に不便を招かないよう必要な窓口部門はそれぞれの庁舎に設けるなど対応を図ってまいりました。しかし、合併後8カ月を経過いたしまして、事務処理にかかわる弊害や組織機構の問題点など改善が必要な課題も発生してきております。これらの改善については、分庁方式を堅持しつつ、明年4月には組織機構の見直しや適正な人員配置を行ってまいりたいと考えております。職員の一体化につきましても日常業務、イベントなどの共同による開催、研修会等への参加を通じ、少しずつではありますが、職員同士の融和も図られてきております。今後においても職員同士が業務を通じ、市民の目線に立って、心の合併を基本に職員の融和を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 野本議員。

○16番（野本征清議員） それぞれ御答弁をいただきましたので、順次再質問をさせていただきます。

まず、最初の市街地区の再開発事業でございますけれども、費用対効果の関係につきましても総花的に大きな相乗効果をもたらす、また総体的にこの事業については大きな成果が期待されるという答弁でございますけれども、これらにつきましてももう少し、長年にわたってこれだけの遠大事業ですから、専門のコンサルを経て、いろんな角度から細やかな検証がなされたというふうには

考えますので、ここでそういった検証の意味も含めて細かく何点かについて質問をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

まず、これ合併後の風連地区の目玉事業でもございますし、それぞれ市民の皆さん方からもいろんな期待、不安も含めた御意見がある非常に大きな事業でございます。そこで、1点目、風連地区の特性を引き出すために、風連らしさ、名寄らしさという、それぞれ地域特性があると思うのですが、こういった大きな事業をするためのその地区らしさの検証をどういうふうに検討されていたか、今までの経過についてお知らせをいただきたい。

それから、二つ目は、こういった事業を確実に実現するためには、どうしてもサポート活動として住民参加システムがなければなかなか成就しにくいというふうに、これは既に終わられた砂川市、羽幌町につきましてもそれぞれこういったシステムが大切に醸成された上でこの事業は円滑に進んだという実証もあるわけですから、当名寄市の風連地区のこの事業につきましてもどういったサポート体制をとろうとするのか、またとっていくのか、その辺、この先につきましても、当然関連しますが、道北なよろ農協との協議経過、加えて名寄市内の商工会、商工会議所等々経済団体の合意形成システムも含めて御答弁をいただきたいと思えます。

それから、3点目につきましても、テナント誘致の中で、今答弁にありましたように既存業種と不足業種との配置改善の考え方につきましてももう少し詳しく御答弁をいただきたいと思えます。

ほか何点かありますけれども、長くなりますので、とりあえずこの4点に区切って、まず1回目の質問をいたします。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） ただいま3点にわたっての御質問をいただきました。大変難しい質問もいただいておりますけれども、風連地区の特性、風連らしさを生かしての地域づくりの検証

についてということでございますけれども、風連地区はまちの全体の状況が閑静な住宅街というような構造になっているというふうに考えております。その中でも将来に向けて地域で生き生きと暮らせる基盤づくり、核づくりを行政主導ではなくて民間の方の主導で、動きで進められていくことが非常に重要だというふうに考えておまして、現時点では市街地再開発事業の事業費はおおむね24億円でございますけれども、そのほとんど、3分の2が民間による事業でございます。3分の1は老朽化した国保診療所の改築、あるいは交流施設等の整備でございます。たとえこの事業がなくても将来的には市行政が風連地区にとっての必要な振興策として行わなければいけない事業、そのようにも思っております。行政が主導ではない民間の方の中心の動きによる事業の推進ということでございまして、これに少し触れました行政の施策が結びついていると、そのように考えております。この結果住民の福祉の向上や商業の集積が進みまして、特に事業効果におきましては民間が主導であるだけに大きな事業効果が得られると、そのように期待をしているものでございます。

そして、2点目でございますけれども、確実に実現するために住民の皆さんの参加が必要であるという御指摘でございますけれども、本当にそのように思っております。風連地区に限った事業という認識では本事業は進まないというふうに思っております。全市の事業であると、新名寄市の全市のプロジェクトであるという、そういう認識が必要だというふうに考えておりますので、市民全体の合意形成を得ながらの事業の推進に努めていきたいと、そのように考えております。

それと、農協との協議の経過でございますけれども、促進期成会、昨年17年11月につくられているわけでございますけれども、その役員に、副会長にJA道北なよろの組合長が就任するなど、この事業の推進の中核的な位置づけとして参加協力、理解をいただいているのが現状でございます。



ただ、農協といたしましては、多くの組合員の方の理解も必要であるという、そういう背景を抱えながらの参加ということでございますので、語弊がございますけれども、極めて慎重に話等を進めながらの事業への参加協力というのが現状でございます。

それから、テナントの誘致についてでございますけれども、この事業によりまして生活密着型の効率的なまちづくりを進めたいと、そのように考えております。そのために既存の商業ではなお不足の部分があるというふうに考えております。その不足の商店や商業を誘致をいたしまして、暮らしに便利よいまちづくりを進めていきたい。先ほど申し上げましたようなコンビニエンスストア、あるいは個別の事業者等のテナントへの誘致を行え得るように促進期成会とも共同でその話を進めたり、あるいは受け入れの話が一部ありますので、その対応を協議したり等の作業をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 野本議員。

○16番（野本征清議員） それでは、いずれにいたしましてもこれはもう事業計画、基本設計の時期も着々と目前に迫ってまいりますので、今部長の方から答弁がありましたように、一つ一つ細やかに検証しながら、ぜひこの事業が円滑に前へ進むように御努力願いたいところなのですが、ここでさらにもう二、三点ちょっと質問させていただきますが、非常にこの事業は御案内のとおり国の補助もさることながら財政厳しい中、たとえ合併特例債、過疎債等といえども市の財政投資も約60%を見込まれるわけですから、これは相当慎重に検証しながら、これからの事業実施に当たるのは当然であります。そこで、これは先ほど権利変換の中でも基本的には等価交換なのですけれども、保留床の購入の関係で超過、不足の分も出るのは当然であります。一部権利変換の関係で、一例でございますけれども、個人住宅の事業参加

者の方から変換後の費用負担増というのはちょっと心配だと。基本的には等価交換が望ましいのだけれども、これは今後建設される住宅等の関連でどのような評価が、評価の関係がありますから、そういったせっかくこの事業に賛意を示しながら従来よりも生活上負担増になることによって、この事業効果のねらいはそうではないので、その辺も今後事業主体の組合、また市等々の中で円滑に話し合いをぜひしていただきたいと思えます。

そこで、先ほど共同住宅の関係で、瑞生団地につきましては今後来年度の住宅マスタープランの中で意識調査をしてから、この事業の整合性をとりながら取り組みをしたいという答弁がありましたけれども、共同住宅に関しましてはこの策定との関連が多いわけですけれども、近年農村地区から市街地区の公住に移り住む方の希望が非常にふえているのは御案内のとおりだと思います。今後こういった点在農家の市街地集約の考え方、それとまちなか居住の整備とのこの関連についてまず御答弁をいただきたいのと、それからエリア全体の環境美化の取り組みについても、この2点ちょっと答弁をいただきたいと思えます。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 共同住宅の考え方でございますけれども、来年度19年度に住宅マスタープランを策定いたします。その中で、本事業のブロックでいいますと農協が現在あるところのブロックに共同住宅を建設をしたいという構想でございますけれども、その共同住宅についての位置づけを来年度の住宅マスタープランの中でしたいというふうに考えております。なお、この事業を行うためには、入居の予定がなければ建設するには非常に難しいというふうに思っております。来年度の住宅マスタープランで位置づけをするにいたしましても、入居の予定者が一定程度確保されるという状況がなければ建設するのは難しいということでございまして、野本議員御指摘のとおり、その建設に当たりましては事前の意向調

査をしたいというふうに思っています。それは、将来の瑞生団地の建てかえの一部の戸数という位置づけもさせていただこうと思っておりますので、瑞生団地の入居者の希望です。それと、所得の高い方が瑞生団地と風舞団地に何人かおられるようでございますので、その方の意向も聞いてまいりたいと思いますし、3点目には議員おっしゃいましたような農業地域で市街地住宅へ移転入居を希望する方の希望も伺っていきたくと。大きくはこの3点の意向調査等をしながらか、その事業規模等を決めていきたくというふうに思っております。

それから、環境の問題でございますけれども、本事業は四つのブロックに分かれております。それぞれブロックに機能を持たせておまして、特に現在の派出所でしょうか、派出所のあるところは個人住宅を集中化して建設をしようというブロックでございます。特にこの部分、そして現在農協があるところのブロック、共同住宅を建てるというブロック、ここにつきましては特に環境について十分住環境にとってふさわしいという環境づくりをしていきたくと、そんなふうに考えております。あとは、景観上の問題もございまして、本地区の全体の景観の向上を全体的に検証しながらかの事業の推進というふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 野本議員。

○16番（野本征清議員） この1番目の案件につきましては、今部長の方からそれぞれ御答弁をいただきましたので、時間もありませんので、今後より市民の皆さんに情報開示をしながら、円滑な事業推進を期待して1番目の問題につきましては終わります。

次、2番目の環境に優しいごみ対策でございますけれども、過般炭化センターの上期のデータが新聞発表されましたとおり、前年と比較して2.6%の減ということでございまして、いろいろこの燃料費の高騰に伴う数百万円のアップの問題です

とか、基本的にはやっぱり生ごみの関係で施設が非常に御苦労されているなということがわかるのですが、水分を含んだ生ごみ類の割合が非常に増加の傾向があつて、ごみ量よりもその水分量の増加に基づいて乾燥時間に従来以上にかかるために作業のおくれもありますし、燃料費も高騰という悪循環がこの炭化センターの中でも出ているようであります。これは、家庭用ごみ、事業用ごみも含めた課題だと思つてのですが、そこで一、二点、ちょっと時間ありませんので、お尋ねをいたしますけれども、こういった事業系のリサイクル、事業系の生ごみのリサイクルについて、やはり今後市がある程度イニシアチブをとりながら、この堆肥化に向けての指導、助言といひますか、いろいろ各機関の補助等もありながら、この事業系の皆さん方が民サイドで自助努力する事例もたくさんあるようでございますが、その辺のとらえ方と、それから非常に名寄市におきましては段ボールコンポストが担当者の皆さんの懸命な努力でそれぞれ普及の輪が広がっているようですが、この段ボールコンポストのモデル地区の指定なども今後町内会、自治会等の御協力をいただきながら、よりすそ野を広げるために考えられたらどうか。

それから、堆肥化につきましては、これは農畜産との連携が必要になると思ひますし、また多角的な角度ではいろいろなノウハウを持った先生、学生も含めた名寄市立大学との、またその他民間機関との連携を含めながら、このリサイクルをさらに前進をすべきと考えますので、御答弁をお願いいたします。

○議長（田中之繁議員） 山内生活福祉部長。

○生活福祉部長（山内 豊君） ただいま3点にわたつて御質問いただいたというふうに思っております。

まず、事業系ごみの減量化という部分での指導、助言体制ということであります。食品リサイクル法では、食品の売れ残り、あるいは食べ残り、それらについて製造過程に大量に発生する食品廃棄

物につきましては量を減少させる、あるいは飼料や肥料の原材料として再生利用するというふうになってございます。名寄市内では、正確な部分ではちょっと把握できておりませんが、企業として100トン以上持ち込んでいるという企業が一、二社あるかというふうに思います。そういった部分では炭化センターに搬入されるごみが大量だということで、非常に負荷がかかっている部分もありますけれども、これらについては、対象事業者については年間100トン以上ある場合については再生利用目標20%ということで、そうした法の指導がございまして、そういった意味では、こうしたことも事業者に対して指導あるいは助言をし、先ほど出ました水切りの徹底等、そういったものも助言、指導していきたいというふうに思っていますし、また各種関係団体につきましてもそういったような指導といいますか、協力をしていただきたいというふうに思っております。

次に、段ボールコンポストの関係でございまして、段ボールコンポストにつきましても、従来どおり講習会等を通してこの普及を図っているところであります。大体1回の講習で1時間半程度の説明、それから実験といいますか、体験といいますか、そういったものでかかっております。大体参加者が20名から30名ぐらいといったことが説明できる範囲なのかなというふうに思っております。年間でも大体七、八回の説明会ということで、それぞれ地道な普及を図ってきておまして、この何年間では市内でもそうした段ボールコンポストが活用されているというふうに思っております。

御提言をいただきましたモデル地区の部分でございまして、今申しましたように大体1回二、三十名程度が限度だということでありますし、またたくさんの町内会、自治会で一度の対応は難しいといったことがありまして、非常に難しい部分でございまして、地区指定とは別にしましても、そうした希望があれば調整をして、講習

会を実施させていただきたいというふうに思っておりますし、それを通して普及活動も進めたいというふうに思っております。

それから次に、農畜産物との関連、あるいは大学、民間との関連ということでございまして、現在農畜産業の方々につきましては、自分のところから出る農産物残渣あるいは家畜ふん尿、そういったものにつきましては自己責任、それから自己管理、自己処分で行っているという状況にあるというふうに聞いてございます。現状におきましては、他のごみ、または家庭からの堆肥を受けるのはちょっと難しい状況にあるのかなというふうに思っております。

10月に民生常任委員会の方々と当麻町にあるそういった堆肥化の工場を視察させていただきました。そこでは明治乳業からの牛乳だとか、あるいは日本ハムからの生肉、それから野菜工場からの野菜くず、そうしたきれいな生ごみを処理して、液化して堆肥にするといったようなことをやっておりましたが、そうしたことが今後当市でもできるのかどうか、そういったことも含めて大学あるいは民間とそういった研究を続けて、そうしたことも検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（田中之繁議員） 野本議員。

○16番（野本征清議員） 最後になりますけれども、パークゴルフにつきましては今後エリアの広がりとともに指定管理者制度についても検討いただけるということですので、よろしく御配慮をいただきたいと思っております。

そこで、4点目の職員の行革に対する意識の関係につきまして、非常に理解のできる御答弁をいただきました。庁内における行革に対する真剣さがうかがえますし、過日職員給与の関係も労使双方の苦渋の選択の中で妥結を見たようでありますけれども、今後におきましても職員間のコミュニケーションを密にされまして、市民のために御努力を強く期待をするところでございまして、

そこで、最後に市長にお伺いをいたしますけれども、この総務省の自治体再建に対する研究会報告が過日新聞報道でもありましたように自治体における意識改革が急務とされておりますし、今、日本じゅうの自治体が夕張市の悲惨な状況、これにつきましては行政の崩壊とも言われ、危機感が募っている中、今後市民要望を踏まえてどのように市政運営のかじ取りをされるのか、最後に市長の考え方をお伺いをして、終わりたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） ただいま総合計画の策定作業の最中であります。平成19年度から向こう10年間ということでありまして、国の中央集権下でありましても地方財政計画というものが非常に地方自治体の財政運営に大きなウエートを持っておりまして、特に交付税制度等が今後どのように展開していくのかというのがなかなか推測ができかねる部分があります。しかし、新たな中央財政の展開がありましても、これからは地方に対する財源の移譲、確保ということを地方六団体挙げて頑張っていかなければならないと、そういう中にあるの住民要望の具現化ということでありまして、懇談会等で非常に多くの住民の期待をする事業等について出ておりますけれども、前期5年間という極めて推計の可能な年次を一つの区切りとして、総合計画、しっかり財政計画をあわせた計画として1月、2月の議員協議会、臨時議会等に提案をして、議会の皆さんにも審議をいただいて、しっかりとしたまちづくりを進めていきたいと、このように考えております。

○議長（田中之繁議員） 以上で野本征清議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時41分

再開 午後 1時00分

○議長（田中之繁議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

住民基本台帳カードの利活用の提案について外2件を、高橋伸典議員。

○11番（高橋伸典議員） 議長の御指名をいただきましたので、通告順に従いまして質問をさせていただきます。

まず、住民基本台帳カードの利活用の提案について御質問をしてみたいと思います。情報技術が急速に進展する中で、住民サービスの向上、国、地方を通じた行政の効率化を図るため、これまで市町村でコンピューター管理してきた住民基本台帳の情報のうち、住所、氏名、生年月日、性別の4情報と住民コード、それらの変更情報の六つの情報を都道府県や市町村が専門回線で共有する全国共通の本人を確認するシステムであります。このICカードは、高度なセキュリティー機能を有するカードであり、そのセキュリティーの高さゆえ民間においても銀行のキャッシュカード、クレジットカード、ポイントカード、JRカード、ノンストップ自動料金収受システム、ETCなどで活用が広がっています。また、これからパスポートや運転免許証などもICカード化されつつあります。総務省では、このICカードである住民基本カードの導入に当たって、カード内の住民基本台帳ネットワークシステムを利用する領域から独立した空き領域を利用して、それぞれの自治体においてさまざまな住民サービスが可能であるとしております。全国の自治体で利用可能な標準システムとして財団法人地方自治情報センターにおいてICカード標準システムとして開発し、希望する区市町村に対して原則として無償で提供されておりますが、その7個が証明書等自動交付サービス、申請書等自動作成サービス、健康管理情報照会サービス、救急活動支援サービス、避難者情報サービス、公共施設予約サービスの標準システムの提供であります。このサービスを平成17年8月で101の自治体が条例で定められ、さまざまな事務に利用されておりますが、本市として住民基本台帳カードの交付状況について理事者の御

見解をお願いいたします。

先ほど言いましたが、総務省でＩＣカードである住民基本台帳カードの導入に当たって、カード内の住民基本台帳ネットワークシステムで利用する領域から独立した空き領域 8,000 字を利用して、それぞれの自治体においてさまざまな住民サービスが可能であるとしておりますが、本市としてのカードの空き領域内のサービスについての理事者の御見解をお願いいたします。

全国の自治体で利用可能な標準システムとして、地方自治情報センターにおいてＩＣカード標準システムとして開発し、希望する区市町村に対して原則無償提供されているこのＩＣカードの標準システムの活用についての理事者の御見解をお願いいたします。

大きい項目その 2、安心、安全で災害に強いまちづくりを。平成 17 年の第 1 回定例会の折、地震や台風の災害が大変多く、この名寄市に起きるかもしれない災害について質問をさせていただきました。近年も地球温暖化等の影響で佐呂間町と奥尻で突風、竜巻が起き、多数の方が亡くなりました。このように予期せぬときに起き得るのが災害であり、災害をいつ来るかと待っている方はおられません。行政報告でもありました本年 10 月 7、8 に発生した低気圧により、市内の各所では街路樹や市有林の倒木、公共施設の崩壊、民家の壁の崩壊や屋根の破損等、また名寄川が警戒水位を超え、中名寄地区では内水を排除するという災害となりました。私も災害のおさまるところ市内を回らせていただき、低気圧のすごさをまざまざと見せつけられた思いがいたします。災害時名寄市の庁議検討会、また災害本部の立ち上げの規定を含め、今回の初動態勢について理事者の御見解をお願いいたします。

平成 17 年 3 月の定例会で、高齢者や障害者など災害弱者への誘導計画などで、災害発生時には高齢者や障害者など災害弱者の犠牲が多く、市の対策として名簿の作成、町内会の協力、緊急通報

システムの活用による連絡体制の整備とあります。緊急通報システムの活用による連絡体制の整備についての理事者の御見解をお願いいたします。

次に、いつどこでどのように起こるかわからないのが災害であります。地方の方や地元の方は、ハザードマップをしっかりと見ていけばよいのですが、災害時誘導看板や避難所看板が大変見にくいと私は感じるのですが、この誘導看板、避難所看板の設置についての理事者の御見解をお願いします。

また、3 番目のボランティアコーディネーターの件は、質問より外させていただきます。

次に、大きい項目、上下水道の料金についてお尋ねいたします。風連と名寄が 3 月 27 日に合併し、公共料金の違いが生じております。基本料金は風連 8 立米、名寄市が 5 立米の基準になっておりますが、これから統一した料金となると思われます。また、地方から来られた方の名寄市は上水道、下水道が高いという声をよく耳にいたします。私も毎月住民の説明会等を行っておりますが、住民より上水道、下水道が高いという声が多々聞かれます。また、私の妻の母親は障害者であるためひとり暮らししております。月々の水道利用は約 1 立米ちょっとぐらいしか使わず、大変少なく、そのため基本料金の 5 立米、8 立米の基本水量が大変多く感じるこのごろであります。基本料 5 立米、8 立米の各市町村の状況と基準の設定方法について、また名寄市の単身世帯の年代別 1 カ月の使用状況の理事者の御見解をお願いいたします。

下水道、上水道料金は、審議会で決められた金額というふうに思うのですが、また大都市と違い名寄市は人口も少なく、広範囲ということもあり、人口比にしては工事費が高くなることも承知しております。しかし、高齢者、障害者、または単身世帯、基本水量を超えないような気もいたしますし、北海道各市町村では福祉的な上水道料金軽減措置を行っているところも大変多くお聞きしております。各市町村の福祉的な上下水道料金の軽減

の設定状況と生活保護世帯、また障害者世帯、70歳以上の老人世帯、母子世帯への福祉軽減の考えについての理事者の御見解をお願いいたします。

以上、壇上での質問をこれで終わらせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 山内生活福祉部長。

○生活福祉部長（山内 豊君） 大きな項目で3点にわたり御質問をいただきました。1項目めにつきましては私から、2項につきましては総務部長から、3項目については上下水道室長からお答えをいたします。

大きな項目の1、住民基本台帳カードの利活用の提案についてお答えをいたします。1点目、住民基本台帳カード、ICカードの交付状況について。住民基本台帳ネットワークシステムは、地方公共団体共同のシステムとして居住関係を公証する住民基本台帳のネットワーク化を図り、氏名、生年月日、性別、住所の4情報と住民票コードにより全国共通の本人確認を可能とするシステムでございます。市民が各種行政サービスの請求、インターネット利用による電子申請、届け出などを利用する際に、公的個人認証、身分証明など本人確認を確実に行う手段として住民基本台帳カードが利用されているところでございます。

本年11月末までに申請交付された住民基本台帳ネットワークカードの枚数は、旧風連町発行分と合わせまして95枚、名寄が83枚、風連12枚となっております。カード発行につきましては、住民基本台帳法に基づく指定情報処理機関であります財団法人地方自治情報センターへカード作成を委託し、発行しているところであります。

2点目のカード内の空き領域のサービスについてお答えをいたします。住民基本台帳カードには、基本領域である住民基本台帳ネットワーク上の利用領域、公的個人認証サービスのための利用領域、これら以外の領域がございます。この基本領域以外の利用については、市町村が条例の定めるところにより、空き領域を独自利用領域としてさまざま

なサービスの提供に活用することができることとなっております。この独自利用領域を活用した市町村が独自に提供できるサービスとしては、証明書自動交付機を利用した住民票の写し、印鑑登録証明書等の証明書の交付サービス、健康管理、健診申し込みや照会など保健事業に関する各種サービス、福祉、介護に関するサービス、災害時等における避難者情報を提供するサービス、地域通貨等に関するサービスなどが想定できるところでございます。

本市では、住民基本台帳カードの空き領域を活用した住民への独自サービス提供を行っておりませんが、全国的にサービス領域が広がりつつあるものと認識しております。今後の住民基本台帳カードの普及状況など、各自自治体の独自サービスの実施状況を見据えながら、住民基本台帳カードの有効利活用及び市民の利便性の向上を図るためにどのようなサービス提供が有効であるか検討してまいります。

3点目、ICカード標準システムの活用についてお答えいたします。ICカード標準システムは、住民基本台帳カードを利用した住民サービスを提供することを可能にするシステムとして財団法人地方自治情報センターが開発し、希望する市町村に無償で提供しているものでございます。住民基本台帳カードを利用した独自サービス提供のためのシステム構築には、一つとして対象サービスの提供システム導入、二つ目として現在委託している住民基本台帳カードの発行の管理システム導入による自前の発行、三つ目として住民基本台帳システムとの連携、四つ目として各業務システムとの連携などが必要となっております。この中の1点目、対象サービスの提供システム部分がICカード標準システムに当たるものであります。その利用については、実施しようとする市の独自サービスに合わせた修正変更作業、セキュリティー、保守管理を含め総合的にシステム設計、開発などを行う必要があるところであります。システ

ム構築に当たっては、ICカード標準システムを利用した独自サービス開発の委託、メーカー提供システムによる導入構築、道内自治体共同による開発構築などを視野に入れながら判断してまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） それでは、大きい項目の2項目、安心、安全で災害に強いまちづくりを、まず10月7日、8日の災害発生時における市の初動態勢についてお答えをさせていただきます。

発達した低気圧により7日夜になって風雨が強まり、深夜11時23分に上川北部に対する大雨洪水警報が発表になったことから、防災担当及び道路担当職員が出動して、街路樹等の倒木処理等の対応に当たってまいりました。8日午前9時ころに災害対策本部、組織系統で言えば統括部総務班付の総務部職員と建設部職員が出動し、関係各課の課長等に事務連絡を行い、公共施設等の強風被害状況を把握するよう伝達するとともに、倒木の処理、智恵文の排水機場稼働、白樺団地の排水ポンプ設置などを行ったところでございます。正午前の段階で暴風警報発表には至らない見通しとなりましたが、降雨が続き、午後1時前に名寄川洪水警報が発表され、3時45分に真勲別観測点で危険水位を超える事態となり、5時30分に市長を初め理事者、部長職等による臨時庁議を開催し、名寄川の増水に伴う対策等について協議、職員は自宅待機とし、災害対策本部の設置を視野に入れつつ当面は事態の推移を見守る方針を決定いたしました。その後、名寄川の増水がとまり、洪水の危険は去ったことから、統括部総務班及び建設部各班と水道部給水班等による対応を午後11時まで続けたところでございます。

なお、今回の初動態勢の反省点として、夜間及び休日における課レベルの職員連絡体制及び名寄庁舎と風連庁舎との連携体制の不備が明らかにな

ったところでありまして、その後7日、8日の災害の対応が一段落してから両庁舎の担当課長レベルでの災害対策についての体制について協議を行い、体制の確立について確認をしたところでもございます。

以上、10月7日、8日の初動態勢について申し上げます。

次に、災害時一般における災害対策本部の設置等を含めた市の対応に関するルールについてお答えをさせていただきます。市長が本部長となり、全職員が構成員となって組織する名寄市災害対策本部は、災害対策基本法の規定に基づき災害応急対策を実施する機関で、同本部を設置する基準として、一つ、気象業務法に基づく警報が発表され災害が発生したとき、または発生するおそれがあるとき、二つ目といたしまして市内に震度5弱以上の地震が発生したとき、もしくは地震による大規模な被害が発生したとき、または発生するおそれがあるとき、三つ目には大規模な災害が発生するおそれがあり、その対策を要するとき、四つ目として災害が発生し、その規模及び範囲から特に総合的な判断を要するときとしており、一定の規模の災害が発生するたびに災害対策本部を設置するというものではございません。この考えに立ちまして、災害対策本部設置の前段階において的確な状況判断のもとに対応方針を取りまとめ、職員組織に指示を出す役割を担う臨時庁議を開催するルールを設けております。臨時庁議開催後に災害対策本部設置に至るか、臨時庁議段階でおさまるかはそのときの状況によるところでございまして、10月7日、8日のケースは後者の部分でござい

ます。次に、2点目の緊急通報システムの連絡体制の整備についてお答えをいたします。いわゆる災害弱者にかかわる緊急通報システムの活用による連絡体制の整備についての御質問でありますが、このシステムは独居老人等の自宅に名寄消防署につながる緊急通報用の専用電話を設置し、急にぐ

あいが悪くなったりして助けを求めるなどの事態が生じたときに使用していただくものでありまして、消防署からも当事者に通報できるといった双方向の通報システムとはなっておりません。したがって、防災用のシステムというよりは福祉用のシステムということでの制約があります。災害時においてもお年寄り等から通報があれば、すぐ消防署員が出動して救助に向かうことが可能でありますので、そうした形での連絡体制をとっておくことは有効な手だてと考えております。

次に、4点目の避難場所の誘導看板の設置についてお答えをさせていただきます。洪水を除く地震等の災害時における一時避難所は、名寄地区は各小中学校や高校の校庭、公園、旧小学校跡地など全部で28カ所、旧名寄市から引き継いで指定しており、同じく風連地区は学校やコミュニティセンター等の17カ所を避難所として引き続いて指定しておりますが、このすべてに避難所の所在を示す看板を設置をしております。その看板が小さくて見にくいということでございますが、名寄地区の看板は縦60センチ、横40センチ程度の鉄板を使用しております。国道等で見かける道路標識の大きな看板と比べますと確かに見劣りはいたしますが、避難場所の所在を知らせる看板としては何とかその機能は果たしているのではないかと考えているところであります。風連地区は、名寄地区の3分の2ほどの大きさですが、これも小さ過ぎて看板の役目を果たしていないということではないのではないかと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 関下上下水道室長。

○上下水道室長（関下富士夫君） 私の方からは、大きな項目の3点目、水道、下水道料金についての2点についてお答えをさせていただきたいと思っております。

初めに、水道使用量についてお答えを申し上げます。現在の水道料金は、名寄地区が

用途別、風連地区が口径別料金体系を採用し、毎月の基本水量及び基本料金は名寄地区が5立方メートルまで670円、風連地区が8立方メートルまで1,827円となっているところでございます。

基本水量の設定方法ですが、多くの市町村では平均使用水量の2分の1を基準に設定しており、平均使用水量につきましては名寄地区では約16トンから17トンということでありまして、おおむね8立方メートルになるわけでございますが、旧名寄市の場合若年層及び老人世帯等に配慮し、昭和58年度料金改定から当時8トンでありましたものを5トンに引き下げているところでございます。

道内における水道基本水量の状況でございますけれども、名寄市を含めて2市が5立方メートルで、7立方メートルが2市、8立方メートルが2市、10立方メートルが5市、基本料なしが2市、それから下水道の基本水量につきましては5立方メートルが名寄市を含め3市、7立方メートルが1市、8立方メートルが2市、10立方メートルが6市となっているところでございます。

次に、単身世帯におきます年代別使用状況につきましては、名寄地区のみで調査が行われているということで、その状況につきまして申し上げます。名寄地区の1万814世帯のうち、20歳代においては5立方メートル以下世帯が369件、30歳代では5立方メートル以下の世帯が197件、40歳代では5立方メートル以下世帯が164件、50歳代では5立方メートル以下世帯が171件、60歳代で5立方メートル以下世帯が168件、70歳代でございますけれども、5立方メートル以下世帯が219件、それから80歳代以上でございますけれども、5立方メートル以下の世帯が139件となっているところでございます。全体の集計で申しますと、単身世帯で基本水量以下の件数は1,427件で、全体に対する割合は13.2%となり、そのうち2立方メートル以下の件数につきましては413件で、全体の3.



8%になっているところでございます。

次に、水道、下水道料金の福祉的軽減についてお答えを申し上げたいと思います。これまで道内の都市部では、4割程度の自治体で福祉政策を目的として水道及び下水道料金に福祉料金制度を導入してきております。上水道料金につきましては、道内34市のうち15市、それから下水道料金につきましては道内34市のうち19市という状況でございます。旧名寄市におきましては、これまで導入の実績はありませんけれども、旧風連町では平成10年の料金改定まで福祉料金制度を実施してきた経過がございます。現在旧両市町の水道及び下水道料金の統一を行うべく新たな料金体系をつくる作業が進行中であり、今後こうした作業の中で福祉的な軽減の導入について福祉担当と連携を図りながら、協議をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答え申し上げました。よろしく願いいたします。

○議長（田中之繁議員） 高橋議員。

○11番（高橋伸典議員） それぞれ答弁いただきましてありがとうございます。再質問と要望を何点かやらせていただきます。

まず、ICカードの住基ネットの件についてちょっとお伺いいたします。今名寄市では、名寄庁舎83名、また風連庁舎12名ということで、95名の方がICカードをつくっていただいています。これは、きっと地方自治情報センターに千何百円かかるうち市民に何百円か払っていただいて、そして販売するというふうに私は思うのですけれども、何か先ほどちと違う議員に聞いたから、貸与だよというお話を聞いたのですけれども、この辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 山内生活福祉部長。

○生活福祉部長（山内 豊君） 名寄市の住基カードの取り扱いにつきましては、500円ということで交付させていただいております。カードを地方自治情報センターに作成を委託しております

けれども、これについては1枚1,050円、それから情報センターから送料として支払うものが大体500円程度ということで、1,500円程度かかっているという状況でございます。

○議長（田中之繁議員） 高橋議員。

○11番（高橋伸典議員） この住基カードの性質というのは、先ほど言ったように証明書交付だとか申請書交付というのがあるのですけれども、ここの名寄から他の地域に引っ越すよというときに、この住基カードを使っただけで出るときは申請要らないだとか、そういう用途も含まれているはずなのです、ちょっと勉強させていただいたのですけれども。その住基カードを持っていけば、向こうで市民手続がとれるという方法でその住基カードなものですから、貸与というのはちょっといかなものかなというふうに思うのですけれども、その点を1点と、先ほど対象サービスをそういうふうにするということで、住民票だとか印鑑証明だとか交付するというときに、名寄市がそれをした場合利用システムをつくらなければならない、機械を入れなければならない、また先ほど言ったように地方自治情報センターで交付しているICカードを今度は名寄市で製作するというふうになると概算どれぐらいの費用がかかるのか。でも、これはきっと各市町村補助事業が出ているはずなので、その部分も含めてちょっとお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（田中之繁議員） 山内生活福祉部長。

○生活福祉部長（山内 豊君） 住基カードにつきましては、先ほど言ったように名寄市としては500円ということでいただいております。

それと、他のシステム導入という部分の中で、正確に試算をしているということではございません。ただ、お隣のまちで住基ネットワークシステムを構築したときに自動証明の交付機を設置したときに約2,000万円ほどかかっているということで、多額のやっぱり費用がかかる、またシステム導入の関係でも多額の費用がかかるというふう

に思っているところでございます。

以上です。

○議長（田中之繁議員） 高橋議員。

○11番（高橋伸典議員） 費用的な部分は2,000万円、きっとICカードをつくる機械も何千万円もかかるというふうに聞いておりますので、それぐらいかかるのですけれども、名寄市はここ何年かで光ファイバーを入れて、ある程度のシステム構想の中にこの住基ネットが入ってくるというふうに私は考えますし、これからの行財政改革を進める上でもやっぱりこの機械を導入していく中で人員を削減していくという部分も出てくるというふうな考えを私は持っております。そのような部分で名寄としてはいつぐらいから、今95名しかないから、機械入れる必要ないよという考えなのか、それとも行政として住民が8割ぐらい持ったら機械を入れようという気なのか、それとも機械をこういうふうを導入する考えがあるので、皆さん、こういうふうにつくってくださいという考えなのかというのをちょっとお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（田中之繁議員） 山内生活福祉部長。

○生活福祉部長（山内 豊君） 現状11月末で95枚ということでありましてけれども、この1年間で大体30件ほど伸びているということなのです。その30件伸びているのはなぜかということ、高齢者がいろんなところに行ったときに身分証明ということでこれが使われると。例えば車の免許証等で証明ができるわけですが、そうした車の免許証を持っていない方、そういう人たちがこういった住基カードを取得されるということで、若干枚数が伸びているのかなというふうに思っております。

また、この人数と、それからシステム導入についての考え方ということでありまして、これからさまざまなやっぱりシステム開発によってそうしたコストも多分下がってくるのではないかなというふうに思いますし、また普及に関してそう

いったものが一元化されて、全国でネットワーク化されるということになれば、そういった利便性も高まっていくというふうに思います。そういった意味では名寄市の交付状況を見ながら、そういったものも研究させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（田中之繁議員） 高橋議員。

○11番（高橋伸典議員） この住基カード、後でまた災害の方でもちょっと踏み込ませていただきますけれども、これは先ほど言ったように身分証明書もそうなのですけれども、災害時にも活用したり、いろんな部分で今活用事例がありますので、できれば行政としてしっかりと進めていっていただきたいというふうに私は思いますので、よろしくをお願いします。

次に、災害についてちょっとお尋ねいたします。今回私もこの災害になったときにまちの中を見させていただいて、地震だとか佐呂間町のような突風というのは、名寄は本当に17年3月のときに私災害について聞いたときに総務部長から少ない地域なのだというふうに言われまして、少ないことは少ないというふうに思っておりますけれども、先日気象庁のテレビがあったときに、警戒警報と注意報というのがあるのです。警戒警報が出たというときは、その地域には必ず何か起きるということを住民の方は予想してくださいと、警戒警報が出たときは、だから、気象庁が警戒警報出すというのはだてではないのです。起きてからではどうしようもないという。警戒警報出たら、まずはその地域の方々は本当に注意しなければならないということを考えてくださいということを気象庁の方が言っておりました。

今回10月の7、8のときなのですが、先ほど総務部長が言われたように8時にそういう部分があって、午後11時に初動夜間休日、総務関係と建設関係の職員が出たという、担当レベルが出たというお話をされていましたが、土

曜日、日曜日にかかったの災害だったものですから、市としての初動態勢がおくれたのか、それともそういう初動態勢なのかというのを私はちょっと痛感したのですけれども、本当にこれがもし関西並みの地震だとか、佐呂間町並みの突風が来たときにどういう体制を組むのかなというふうにごく心配して今回質問をさせていただいているのですけれども、まず前回のとき石王総務部長は防災関係の機関と連携をして、防災訓練を実施、実施はしています。職員の災害初動マニュアルを作成して、全職員に配付して、災害発生時の初動態勢の周知を図っていく。レベルによって違いますけれども、庁内協議を行ってから全職員が出るということを言われましたけれども、私は先ほど気象庁が言ったように警戒警報が出たというときは、やはり庁議をまず最初に開くというのが本当ではないかなというふうに思いますし、警戒警報出たときには職員含めてその関係部署の人は直ちに配置できる体制がやっぱりこの安心、安全なまちづくりの基本かなというふうに思っております。その中には私たち議員も含めてもいいですし、やはり市民の安全のために行政があるのですし、議会があるのですし、そういう関係部署があるというふうには私は思っております。この警戒警報が出たときの対応についても一度お聞かせいただきたいというのと先ほどの緊急システムなのですけれども、緊急システム、福祉関係が重視なのだよと言われましたけれども、この災害のときには、災害弱者というのは耳も聞こえない方もいます。目も見えない方も、うちの妻の母は耳が聞こえませんが、サイレンも聞こえませんし、何も聞こえないという状況ですから、その人、その人によってやっぱり緊急通報システムというのは違うと思うのです。今回風だったからよかったのですけれども、よかったのか悪かったのか、もし地震だったらその家が倒壊しているかもしれない、風だったら屋根が飛ばされているかもしれない、そういう状況のときにやはり行政から教えるだとか、そう

いうシステムも必要かなというふうに思っております。今の消防の緊急通報システムを若干改良を加えてもこの可能性はないのかというのをちょっとお聞かせいただきたいというふうに思います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） まず、1点目の初動態勢の庁内体制等々についてお答えをさせていただきましても、あいにく災害のあった7日、8日は土曜日、日曜日ということで閉庁日でありました。それと、合併に伴って分庁方式ということで名寄庁舎、風連庁舎にそれぞれ職員が配置をされている状況がありました。しかし、それぞれ名寄から風連庁舎に通っている職員もいますし、風連から名寄庁舎に通っている職員もいます。先ほども申し上げましたように、今回の低気圧による災害の影響について私どももそれらについて大きな反省とあわせて分庁方式による庁内組織体制をどう構築していかなければならないかということをしっかりと受けとめをさせていただきました。

旧名寄市におきましては、平成13年に、きょう持ってきておりますけれども、職員の災害初動マニュアルというのをコンパクトに、これはすぐ手元に置けるということであえて小さくしてつくらせていただきました。合併に伴ってこのことをしかりつくっておければ今回の災害に対して対応ができたということでありまして、いましてこれらの整備体制については反省をしているところであります。

いずれにいたしましても、災害時の対応でとりわけ初動段階での対応が一番重要でありますということの基本にこのマニュアルをつくらせていただいております。3時間、6時間、12時間、24時間、48時間の時間経過の中でどのような対応策を講じるかというふうなことでマニュアルをつくらせていただきました。今考えているのは、このマニュアルをしかりつくっていききたいということで、7日、8日の災害が一段落したときに

両庁舎のそれぞれの担当職員に集まりをいただきまして、反省に立った体制づくりをさせていただきまして、協議した部分でのメモがここにありませんけれども、両庁舎に分かれることによってどういう体制がということで危惧される部分では、休日の体制をどうするかということが一番大きな部分で協議をしております。その部分を一定の方向を出して、それぞれの体制についても今確認をしている状況にありますし、最終的には今総合防災計画ができ上がりますけれども、それで確固たる部分に庁内の体制もつくっていくことになります。現在それらについての部分のまとめをしまして、体制をしっかりとつくっている状況にありますし、ほぼそのことができ上がっておりますので、夜間態勢ですとか、または職員がそれぞれ勤務地が違うということの体制のそれぞれ名寄庁舎、風連庁舎ということでしっかりと体制づくりをしている最中といえますでしょうか、ほぼでき上がっていると言っても過言でございません。それと、災害対策本部を立ち上げるかという前に、やはり初動態勢では情報の収集というのが一番大事だろうというふうに思っておりますし、それに基づいて人の配置と、それと物資の手配ということをどのようにその段階で対応していくかということだと思います。

それで、先ほど気象庁の方の関係での警戒警報の部分で、災害の中ではそのようなことで私も認識をしておりますけれども、名寄市として地域の狭い地域の部分でどう判断をするかということは災害対策本部長、市長でありますけれども、市長の最終判断でなってくるということでございまして、今回7日、8日の雨についても名寄川が警戒水位を超したということでテレビ等でテロップが流れました。それに対して市民からは、大変不安の思いもありまして、数名の方からこういうふうに出たけれども、避難はどうなのだというふうな問い合わせ等も実はありました。それで、庁議等を開催する中で、また名寄の名寄川と天塩川の河

川の状況を地域情報の雨量、洪水、水位の部分でデータを分析をいたしました。確かに名寄川は警戒水位に達しました。特に上流部の下川、幌内、峠のところの集中的な豪雨によって名寄川が増水をしたと。中名寄地区にも内水排除、内水面のポンプを入れたというふうな、今まで名寄川が警戒水位に達して警報が出されたことはありませんでした。それで、その対応については、そちらの局地的な部分での集中的な豪雨があったということもありまして、本流の天塩川については水位は警戒水位には達しないで、まだまだ支川の河川が流れ込んでも十分受け入れられるというか、天塩川は下流域の音威子府なり中川が5月のようなパークゴルフ場が冠水するような状況にはならなかったわけでありまして。そんな判断の中から、一定の本部の臨時庁議の中で判断をさせていただいて、住民の皆さんにもその旨安心してくださいというふうなことでの電話等でのやりとりをさせていただきました。ですから、気象庁が発表するそれについては、確かにしっかりと対策本部で受けとめをしながら、また名寄市の狭いエリアの中でどうなのかということもしっかり判断をして、名寄市の対策本部、本部長の方から指示を職員に出していく、住民の皆さんにも周知を図っていくということが判断としては適切なのかなと、このように思っておりますし、いずれにいたしましても住民の皆さんの生命と財産をしっかりと守るという立場で対策本部の中で情報収集を的確にしながら、判断をしていきたいなと、このように思っております。

それと、緊急通報システムの関係につきましては、先ほど申しましたように福祉用のシステムとして導入をしているというのは高橋議員も御承知のとおりでありまして、先ほど話したように一方通行でのシステムなのです。ですから、双方向によるシステムであれば、そのような弱者に対して緊急災害があったときに連絡をする、または対応できるということもありますけれども、双方向シ

システムでないですから、弱者が通報のベルを押すと、ペンダントのあれを押すということに対しては消防署員が駆けつけて、対応できると。それは、通常のシステムの中でなくても防災、災害の部分でもそういうことはできると思いますが、双方向でないということが一つあるということをお聞きをいただければと、このように思っております。

○議長（田中之繁議員） 高橋議員。

○11番（高橋伸典議員） 今初動マニュアルをつくられているということで、安心というか、少しは気が楽になりましたけれども、初動マニュアルではきっと風連に通っている方も名寄庁舎に集合されるのですよね。逆に風連に通うのであれば、災害対策の意味がなくなるというふうに思いますので、その辺はちょっと考えていただいて、進めていただきたいと思います。

それと、先ほどの四つの点がありまして、気象情報で発生するおそれがあるだとか、震度5以上で発生するだとか、そのおそれがあるだとか、大きな災害が起こる可能性がある、災害が発生するときという、この臨時庁議の初動なのですけれども、私的にはもう少し緩目にして、いつでも市民の財産だとか生命を守るのが我々の責務であると思いますので、この辺はやっぱり少し緩目にしていただいて、いつでも私たち職員、また議員というのは市民の公僕だという部分を忘れずにつくっていただきたいというふうに思います。

時間がないので、もう一つ、先ほどの災害等含めて一つ、ICカードの件で新潟の柏崎市というところがこういうことをしているのです。原子力の防災訓練の実施の中で、住民基本台帳カードを使って避難所にいる家族等にメールの通知ができるだとか、避難所ごとに避難者情報を災害本部が把握できる、その空きスペースを利用して独自のサービスを開発して、今回11月に実験をしました。これは、2003年に経済産業省からの補助金を利用して、住民基本台帳の空き領域の利用で、健康略歴だとか相談サービスを実施して、

その次にこの今回の防災の避難システムをつくったのです。システムは、簡単なノートパソコンで、カードリーダーを各避難所に置いてネットワークでつなぐだけと。同市は、地域イントラネット、光ファイバーを接続しているという地域なのです。そして、避難者がその住基ネットのカードをそのカードリーダーにかざすだけで全避難所と災害本部に行き、内容は高橋伸典さんが〇〇避難所に12月12日13時40分に入所しましたというメールがそのところに入ります。そして、今回これをやるということで、住基カードを持っていない人は避難所に来た人に職員が名前を聞いて、全部入っていますから、この人が来たというのを入力するだけ。でも、今回の訓練のときにはもう8割の方が住基カードを今回のためにつくっていただいたという。そして、災害というのは、小さければいいのですけれども、大きければ水道使えない、電気使えない、そして電話も使えない、携帯もかからなくなる。一番心配なのが自分の家族の安否だとか、地方の方はその地域に住んでいる方の安否が一番心配なわけです。そして、電話もつながらないわけですから、どうなのかわからないという。でも、このICカードでメールでやった場合、本部に電話したり、各避難所に行けばもうこの人は避難したということがわかるというシステムにしているというのです。だから、このようにできるということをお聞きをいただきたいと思います。また、これを進める中でこういうことも必要だなということをお聞きをいただきたいと思います。

次に、もう時間がないので、水道料金の方に移らせていただきます。私もインターネットで4カ所の水道の料金をとりました、札幌市は10立米で約1,300円、そして旭川市は16立米で基本料金約1,071円、函館市は10立米で口径13ミリで745円50銭、奈井江町は8立米で13ミリで約1,250円という数字で、約10立米にして1,490円なわけです。でも、名寄市の場合

合は、風連地区はまた別格としまして、名寄市の場合10立米にした場合1,720円とちょっと追加料金の立米当たりが高いものですから高くなってしまいますのですけれども、先ほどひとり暮らしの方の使用量、使用人数が言われておりました。しかし、見る限り20代で約2トンしか使わない方が100名、30代で76名、40代で54名、50代で49、60代で約44、70代で約40、80代では50名ぐらい、2トンしか使っていないという方がおられるわけなのです。やはり各市町村10立米だとかいう方は大変多いのです。先ほど言ったように10立米が6カ所、8立米が24カ所、そして7立米が2カ所、5立米が3カ所という報告をいただきまして、この立米数はあれにしても、このようにひとり暮らしで高齢者、または障害者とは限りませんが、使用量が少ないというのが実態ではないかなというふうに私は思っております。先ほど言ったように34市中水道では23市、下水道では19市の福祉設定、または生活保護減免、福祉予算に補っている市町村があるということをお聞きしまして、やはり名寄市としてもこのように今生活保護世帯にしても高齢者の場合は高齢者負担が減額された部分もありますし、またこれから生活保護の部分はまた厳しく減らされてくるというふうにお聞きします。また、福祉の部分でも高齢者の方は年金6万9,000円という中で生活されている方が多いというふうに私は思っております。十何万円もいただいて年金生活されている方というのは、大変少ないように感じております。ある市町村では、このように軽減を受けられる方を設けているのです。まず、生活保護を受けている世帯、2番目が重度心身障害者、身体障害者1級、2級の手帳を持っている方、養育手帳A、精神保育福祉手帳所持者のいる世帯、市民税が非課税か均等のみの課税されている世帯、3番目が20歳未満の子供、学生を保有している母子家庭、市民税が非課税か均等のみの課税、もう一つが満70歳以上の方がいる

老人世帯で市民税が非課税世帯、6番目が低所得者世帯で最低生活費、生活保護の1.2倍を超えない世帯、市民税が非課税世帯ということで、本当にやっぱりこういう厳しい方に目を当てるというのが行政の仕事ではないかなというふうに思っております。

先ほど名寄市として、風連地区と名寄地区の下水道と水道の料金を一緒にするというふうに言われておりました。何年ごろに行き、何年をめどに実行されるのかということとそのときに必ずこの減免措置を何とか入れられる可能性はあるのかについてもう一度お聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（田中之繁議員） 関下上下水道室長。

○上下水道室長（関下富士夫君） 合併に伴いまして、水道料あるいは下水道料金の統一につきましては、今事務的に進めているというような状況でございます。事務の今進めている中ではできれば平成19年9月の定例会ぐらいにはお示しをしたいというふうに思っておりますし、改定につきましては平成20年4月ごろをめどに改定をしたいということで今作業を進めているというような状況でございます。先ほどの答弁の中にも申し上げましたように、今まで数回会議を開催しているわけですが、福祉料金制度につきましてはまだ話はしていなかったわけなのですけれども、今後、今料金の統一に向けて協議をしているところでございますので、その協議の中にこの項目、福祉料金制度の項目を加えまして、十分検討してまいりたいというふうに思っておりますけれども、先ほど申し上げましたように旧風連町におきましては平成10年3月で廃止をしているということでございます。その理由なんかも明確にする必要がございますし、また旧名寄市におきましては昭和58年5月までが8トンということでございましたけれども、6月から5トンに引き下げたという経過があるわけでございます。このことにつきましては多分に福祉的な軽減の役目を果た

している部分があるのではないかということで理解をしているわけですけれども、しかし合併によって基本水量の設定についても統一をしなければならないということでございますので、そのことも念頭に置きながら、十分検討していきたいというふうに思っております。

○議長（田中之繁議員） 以上で高橋伸典議員の質問を終わります。

保健、医療、福祉の連携と充実について外2件を、東千春議員。

○23番（東千春議員） 議長より御指名をいただきましたので、通告順に質問をしてみたいと思います。

名寄市は、東洋経済新報社による住みよさランキングで、道内では千歳市に続く2位という評価を受けました。転勤で名寄に来られた方の意見を聞いても、医療、福祉、あるいは上下水道などの社会インフラは進んでいて、住みよさについては理解できるという声を聞くことができます。今後さらに地域の特性を生かしながら、より住みよさを実感できるまちづくりを目指すことが求められているのではないかと思います。その中で、将来展望を見据えた公民協働による地域福祉のまちづくりが必要ではないかと考え、以下の点について質問を申し上げます。

1点目です。全国的な人口動態としまして、出生率低下による少子化と医療の進歩などから長寿社会による高齢化が進んでおりますが、名寄市も同様の傾向を示しております。総合計画策定審議会において、名寄市の人口推計で平成28年度の人口を2万8,000人と試算をしておりますが、これは合併協議会の際の財政シミュレーションに係る推計ともほぼ一致をしております。そこで、直近の名寄市の人口における高齢者人口、後期高齢者人口とそれらに占める割合、同様に10年後、15年後、20年後の予想についてお知らせをいただきたいと思っております。

2点目、平成18年4月の介護保険法改正に伴

い、自治体に義務づけられました地域包括支援センターが来年度設置に向けて準備が進められております。センター設置の目的は、高齢者に対し、より総合的なサービス提供を行おうとするもので、望ましい方向の改正ではないのかなと思っております。名寄市では法改正後1年を経過しての設置であります。設置に向けての準備状況、また名寄市としての特徴的な取り組みや目指すセンターのあり方についてお知らせをいただきたいと思っております。

3点目、ことし4月、厚生労働省では診療報酬の改定を行い、今まで無制限だった医療保険によるリハビリの日数に脳血管疾患が180日、急性心筋梗塞及び運動器が150日、呼吸器が90日の上限が設けられました。しかし、この日数だけで機能が全快する、あるいは固定化するとは限られないのではないのでしょうか。名寄市では、市立病院において不採算でありながらも一定程度の継続や保健センターでの対応もされているというふうにお伺いしますが、現状と制度改正による影響についてお知らせをいただきたいと思っております。

4点目、将来における高齢化の高まりを考えるときに、自助、共助、公助のバランスがとれた市民参加による保健、福祉、医療と生涯学習の連携によるまちづくりを進めてはいかかと思っております。名寄市では、医療、保健、福祉それぞれの分野では高い理念で運営を行われていると思っておりますが、1人の対象者に対する総合的なケア、総合的なソーシャルワークが必要になってくるのではないのでしょうか。地域包括支援センターの設置は、大きな一歩だと思いますが、例えば病院を退院後の自宅での療養等について、家族環境等を含めた相談やその後の健康維持、また多問題を抱えた家庭における相談などは既存制度の枠を超えなければ解決しない場合が存在をいたします。また、社会福祉協議会ではネットワーク事業など住民との協働による取り組みを行っておりますが、これらの市民活動をさらに広げ、有機的にリンクさせ

ることによって市民意識も向上し、より地域住民の生活に密着した取り組みが可能になるのではないかと思います。さらに、家庭と地域が支える児童福祉、障害者福祉など、今までの地域福祉計画を包含しつつ、さらに一步進んだシステムを構築するために、まず市民ニーズについて市民を巻き込んだ議論と調査を行い、実行に向けた取り組みを行っていただきたいと思いますが、考え方をお知らせください。

さらに、ことし4月に開学した名寄市立大学は、児童を含めて各学科が連携をした教育を進めようとしておりますが、このことは他の自治体にはない知的財産を持つことができたということであり、これらの大学からのノウハウも生かしながら進めたいと思いますが、あわせて考え方をお知らせいただきたいと思います。

5点目、旧名寄市第7次名寄市社会教育5カ年計画では、21世紀にふさわしい各年代層に合わせた生涯学習を目的とした方向が示されており、この中で市民も市政への参加と協働が求められております。具体的な取り組みとして、文化、スポーツや社会教育など多岐にわたっており、学習社会の実現を目指した取り組みがなされております。こうした中で保健、福祉、医療の連携と公民協働による地域福祉のまちづくりを目指すため、社会福祉に係るメニューをふやししながら、高齢化社会に備え、相互扶助の気持ちを形にできる用意を進めるべきではないかと思いますが、考え方をお知らせください。

6点目、近年の医療制度、また介護保険制度の改正により、その都度市民、自治体ともに影響を受けております。民間病院では医療型への移行が進み、さらに介護医療型ベッドが平成23年度をもって廃止されることとなりました。現在入院されている方はそのまま医療病床扱いとして入院されておられるということですが、今後の推移と影響についてどのようにとらえておられるのかお知らせをいただきたいと思います。あわせて入院、

入所の希望者と施設のバランス、あるいは将来のあり方について考え方をお知らせいただきたいと思います。

大きな項目の2点目でございます。この地域では合併特例法の期限をにらみながら、さまざまな枠組みでの市町村合併の議論を展開し、現在に至りましたが、このことは国、地方財政ともに厳しい中で本市にとって最大の行政改革であったと思います。今後とも地域の個性、特性を生かし、互いに理解を深めながら、一体感が持てるまちづくりを目指す一方、効率的で効果的な組織のあり方や人事、あるいは職員の育成が求められており、以下の点についてお伺いをいたしたいと思います。

公務員の業務は、評価を数値であらわすことが難しいと言われておりますが、その中でも公平、公正な評価をする必要があります、またそれぞれの部署における何らかの到達目標を持つことも必要ではないかと思っております。また、適正な評価によって職員の意識向上も望むことができ、人事考課も含めてこれらについての考え方をお知らせいただきたいと思います。

2点目、北海道などとの人事交流では今年度3名実施されております。分権型社会の中で、自治体運営では適切な情報の収集は不可欠であり、今まで以上にさまざまなノウハウが運営上必要になるのではないかと思っております。合併して比較的人員に余裕がある今、人材育成、先行投資として積極的に人事交流を行ってはいかがかと思いますが、考え方をお知らせいただきたいと思います。

3点目、合併協議の中で、職員数について10年間で79人削減とのシミュレーションが出されておりました。現在のシステムの中で、行政サービスを低下させないでこの数値目標の達成は可能であるとお考えか。また、さきの指定管理者制度により一定のアウトソーシングを図りましたが、さらに今後民営化などスリム化できると考えられる業務についてお知らせいただきたいと思います。

4点目、合併に伴い、部の変更や担当業務の変



更が行われました。各組織の中で職員の業務量はおおむね均等であることが望ましいと思いますが、一部に業務量の偏りなどはないのか。また、季節等によって1日の業務量が大きく変わる箇所など、職員間でのフレキシブルな対応が必要だと思いますが、考え方をお知らせいただきたいと思ひます。

5点目、名寄市給与条例の中で住居手当が規定されております。この中で、持ち家に対しては月額8,000円となっております。この金額は、北海道内の人口が近い自治体と比較して、おおむね平均的な金額となっております。景気の回復が地方では実感できない現状の中で、建設や土木の仕事も右肩下がりの状況にあります。市内で建設される住宅の工事費の合計は、名寄市が発注する建設事業費に匹敵するものがあり、一軒でも多くの市内業者での民間住宅の建設を願うものであります。そこで、この手当の本来の目的とは一致しないことは十分承知しておりますが、地元で建設した住宅と市外の業者で建設された住宅に支給額の差をつけて、地元での消費、それに伴う雇用の創出に御協力いただくということはできないものかお伺いをいたしたいと思ひます。

大きな項目の3点目になります。市街地において潤いのある都市景観づくりの中で、街路樹が計画的に植栽されて、春から秋にかけて緑ある美しいまち並みが形成されております。これら植樹された木々は、一定程度の年月が経過をしており、これらの景観形成と市民生活について将来展望を含めて以下の点についてお伺いをいたしたいというふうに思ひます。

秋になりまして落ち葉の季節になると、落ち葉の清掃について多くの市民から意見を伺うことがございます。生い茂った木からは、大量の葉が落ちて街路を覆います。これらの対応について市民にどのように説明をして、美化に対する協力を求めておられるのかお伺いをしたいと思ひます。

2点目、樹木が大きく成長し、電線と交錯をする、あるいは標識を遮ることもありますが、剪定

管理について、また植樹樹が根の成長によって浮き上がった部分が随所に見られますが、今後の管理について考え方をお知らせいただきたいと思ひます。

3点目、植樹樹から木が伐採されている状況を若干調べてみました。南1丁目から9丁目までの豊栄通では78カ所、8号通の北4丁目から南9丁目までの間では42カ所、植樹樹の木がなくなっております。これらの後には花が植えられているなど、それなりの対応がされておりますけれども、統一感はなくなりつつあります。これらの経緯について、また市民にどのような対応をされてきたのか、また将来へ向けての考え方を伺ひし、この場の質問を終わりたいと思ひます。

○議長（田中之繁議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 大きく3点にわたり御質問をいただきました。大きな項目の1点目、保健、医療、福祉の連携と充実は私の方から、2点目の充実した市役所機構と人事管理については総務部長から、3点目の街路樹に関する街路計画については建設水道部長からの答弁となりますので、よろしくお伺いをいたします。

まず、高齢者人口について申し上げます。当市の11月末の人口は3万1,515人で、うち65歳以上の高齢者人口は8,016人と、人口に占める高齢化率は25.4%となっております。また、75歳以上の後期高齢者人口は3,868人で、人口に占める割合は12.27%となっております。当市の高齢化率を全国的に比較してみますと、高齢者白書から平成18年9月現在での全国の高齢化率は20.7%であり、当市の直近の高齢化率は25.4%と大きく進行している状況が見てとれます。今後の高齢者人口の推移につきましては、団塊の世代が65歳以上となる平成27年には全国の高齢化率が26%に達し、国民の約4人に1人以上が高齢者になると予想され、社会保障制度の再構築等が急務となっております。当市におきましては、現在策定中である総合計画において10

年後の平成28年の人口を2万8,000人と想定をいたしました。このうち65歳以上の高齢者人口は8,400人と想定しており、高齢化率は30%、また後期高齢者の人口については4,400人で、15.7%と極めて高くなると予想されております。なお、15年後、20年後の高齢者人口につきましては把握しておりませんので、御了解をお願いいたします。

次に、地域包括支援センターの準備状況について申し上げます。本年4月より介護保険制度が改正され、生活圈域ごとに地域包括支援センターを設置することになりました。当センターは、介護状態になるおそれのある高齢者の方々を早期に把握し、その方々に応じた介護予防計画を作成して、介護予防事業を一体的に実施する役割を担う中核的機関となっております。体制といたしましては、包括支援センターは1カ所とし、本所を名寄庁舎に置き、風連庁舎にはサブセンターを設置する予定です。具体的には保健師、介護福祉士、主任ケアマネジャーを配置し、要支援1、2の方や特定高齢者の方々に対して個々に応じた介護予防計画の作成、成年後見制度や高齢者虐待といった権利擁護に関する相談事業、さらには通所型介護予防事業、元気会や保健師の訪問指導業務等を平成19年4月から開始するため、現在その準備に鋭意取り組んでおります。

当センターは、全国的な法に基づいた介護予防事業として取り組むことになることから、地域間に大きな格差は生じないと考えておりますが、特徴的なことといたしまして、当市の元気会事業につきましては平成15年度から北海道のモデル事業として先行して取り組んできた経緯から、他市よりも早く市民に浸透されてきている状況があります。この元気会事業を貴重な資産ととらえ、介護予防事業の目玉として継続実施していきたいと考えております。なお、当センターの運営方法につきましては、市の直営で実施する考えでおります。

高齢者が多少病気がちで虚弱的であっても、住みなれたこの地で暮らしていけるよう、また生活に張りど元気が出るよう、総合的に支えてまいります。

次に、リハビリ医療についてであります。名寄市立総合病院におきましては、急性期、回復期疾患の患者さんを対象としており、入院患者さんについてはそれほど長期間の入院とはなっておりませんので、日数制限の影響は受けておりません。また、外来患者さんに対しても診療報酬を請求せず、外来診療費のみで、いわばリハビリの部分はサービスの形にして、これまでどおりリハビリ治療を続けさせていただいております。

なお、今回の診療報酬改定による収益の影響についてであります。平成17年度のリハビリ医療による収益は4,290万円でありましたが、今回の改定では整形外科の方は整形1という高い点数が適用されることになりましたが、脳疾患2の区分についてはこれまでの250点が理学療法士などリハビリ医療にかかわる職員数が10名以下であることから100点となりました。このため18年度の理学療法士1人当たりの収益は630万円と見込まれ、年間では630万円の4人分、2,520万円となった結果、17年度と比較して1,770万円の減収が見込まれるところであります。

また、地域のリハビリ事業の現状といたしましては、退院後のリハビリを継続して行えるよう名寄市立総合病院から理学療法士の派遣を受け、名寄地区は保健センターで、風連地区においては農村環境改善センターにおいてそれぞれ脳卒中後遺症者を対象としたリハビリ事業の推進を図っております。平成18年12月現在、名寄地区で48人、風連地区では12人の方々が週1回から3回程度通われ、身体機能の回復維持に向けての訓練や参加者同士の交流の場として御利用をいただいております。今年度新たに通われ始めた方は2人と例年より少なく、従来どおり機能訓練室の受け

入れが可能な状況となっていることから、今のところ制度改正による影響はないものと思われま  
す。今後も在宅サービスの一環として、医療機関  
との連携を図り、身体機能の回復及び介護予防の  
面からも地域でのリハビリ事業の推進を図ってま  
いりたいと考えております。

次に、保健、医療、福祉の連携と公民協働によ  
る地域福祉のまちづくりについて御質問がござい  
ました。少子高齢化が着実に進む中、国の福祉制  
度は措置から契約などへ大きな転換期を迎えまし  
た。この状況下でも核家族化や高齢者世帯の増加  
がとまらないことから、保健、医療、福祉に対す  
る市民からの要望はますます増大し、多様化して  
います。だれもが健康で安心して暮らせる地域づ  
くり、まちづくりを進める上で、これからは行政  
の取り組みに加えて地域社会が主体となった相互  
扶助を踏まえ、ともに生きるというノーマライゼ  
ーションの理念のもと、市民との協働による地域  
福祉体制の整備が必要と考えております。見守り  
や声かけなど日常にお互いが支え合う場、健康  
づくりや生きがいづくりなどの場を地域づくりの  
実践の場として、福祉の心の醸成や地域福祉教育  
などの啓蒙普及がますます重要となります。その  
中の一つとして、学んだことを実践へ、実践を踏  
まえて学習をが住民参加のキーワードでもあり、  
福祉について学習する場、福祉について体験しな  
がら学ぶ場の提供など、生涯学習との連携は欠か  
せないものと考えており、今後担当部局とともに  
先進事例などを研究し、市民の協力を得て、進め  
てまいりたいと思っております。

また、地域福祉活動の中核的役割を担う社会福  
祉協議会が現在取り組んでおります町内会ネット  
ワーク事業やボランティアセンター事業、住民参  
加型在宅福祉サービス事業のほのぼの倶楽部など  
をより充実し、広がりができるよう支援をしてま  
いります。

新市としても、総合計画では地域福祉計画の策  
定を目指すこととなります。この取り組みの中で、

多くの市民が福祉に関心を持ち、みずからの生活  
基盤である地域社会での課題やサービスの現状、  
果たすべき役割などをみずからの問題として認識  
し、地域福祉の担い手として主体的にかかわるよ  
う取り組んでまいります。

地域の知的財産であります名寄市立大学は、シ  
ンクタンクとしての機能のほかに社会福祉教育の  
実践の場、学生の立場での地域ボランティア活動  
など数多く期待できるものがあり、またそれらが  
着実に動きとして見えてつあると思っております。今後  
も積極的に連携し、地域福祉向上のため一つ一つ  
できるものから取り組んでまいります。

生涯学習によるボランティアの育成をについて  
申し上げます。今日の社会は、学校で学んだこと  
が一生通用する時代から急激な変化に対応できる  
よう学び続けることが必要な時代となってきてお  
ります。相手を思いやる地域福祉のまちづくりは、  
生涯学習社会の目指すまちづくりの大きな目標の  
一つでもあります。生涯学習とは、人々が生涯に  
わたって知識、技術等を開発する全過程を意味し、  
その目指すものはまちづくりであり、人づくりで  
あります。このようなまちづくりは、福祉行政の  
みが進めるのではなく、市民の参加と協働が求め  
られている今日、お互いに助け合う社会の実現と  
ボランティアの心を養うための学習機会の場がよ  
り多く設定できるよう関係する分野とともに連携  
して進めていきたいと考えております。

次に、療養病床の推移と入院患者の状況につ  
いてでありますが、全国の療養病床は38万床あり、  
このうち医療保険適用病床は25万床、介護保険  
適用病床は13万床、うち道内に1万床が設置さ  
れております。国は、高騰する医療費の抑制を図  
るため療養病床を再編することとし、医療必要度  
の低い介護病床については6年後の平成23年度  
で廃止し、医療病床も15万床に縮減されること  
になっております。さらに、この10月からは診  
療報酬の改定により入院治療の必要性が比較的  
低い方、いわゆる医療区分1に該当する入院患者の

診療報酬が低く抑え込まれ、該当者を3から4割程度抱えている病院側としては経営上大変厳しい状況になっていると思われます。市内の病院からは、経営上に支障があっても、これらの方々に強制退院というような措置はしていないと聞いておりますが、入院患者の方の中には利用負担の増によって退院したくても家庭等の事情で退院できない場合や入院したくても入院基準の関係でできない状況もあり、これにかわる施設入所への希望は以前にも増して多いと考えております。国は、このような廃止、縮減に伴う退院者の受け皿として、介護老人保健施設を中心として在宅介護施設を拡充していくことにしております。このため療養病床からの転換先を踏まえた必要施設や利用定員総数を地域的に設定していく内容とした都道府県レベルの地域ケア整備構想を作成し、これを3年後の北海道の第4期介護保険事業支援計画に反映していくこととなっております。当市といたしましても高齢者人口の推移を想定しながら、同整備構想に基づき名寄市第4期介護事業計画に反映させていきたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） それでは、大きい項目の2項目の充実した市役所機構と人事管理について、1点目の業務の目標と適正な人事評価についてお答えをいたします。

平成17年度の人事院勧告の報告の中で人事評価制度を導入し、勤務実績とあわせ給与等への反映、活用が示されたところであります。国におきましては、平成18年4月から一部管理職において人事評価制度が試行されているところでございます。この評価制度につきましては、現段階では評価の範囲、手続、基準などが整備確立されておりません。今後この制度について国等から実施の詳細が示され、民間を含め具体的な内容で講習、研修が行われることと思っておりますので、研修を受ける中から制度の整備を行い、導入を考えてまいり

たいと思っております。

また、旧名寄市で行っていた係長以下の職員を対象とした人事異動希望調書の活用も新市においても実施し、職員の意欲向上を図ってまいりたいと思っております。

次に、道庁との人事交流についてでございます。平成18年度においては、技師1名を北海道に派遣、市立総合病院の医師1名を北海道と交流、消防職員1名を道消防学校にそれぞれ派遣をしております。また、平成10年から平成17年の間、旧名寄市、旧風連町合わせて7名の職員を1年ないし2年間、北海道、北海道開発局に派遣をしております。派遣交流等によって得る経験、知識は、その後の名寄市の業務の中で生かしていくことができるものと考えているところであります。この人事交流につきましては、今後の名寄市の政策展開、組織機構の見直し等を考慮しながら、北海道、さらには他の関係機関との人事交流を検討してまいります。

次に、職員数の適正化計画とアウトソーシングについてお答えをいたします。今年度を含め、今後10年間の定年退職者は一般行政職で167名です。合併協議の議論に基づく新規採用との関係で計画的な職員の減員を図ってまいりたいと考えております。しかし、過大な退職者不補充は、住民ニーズにこたえることが難しくなりますので、業務に見合った適正な人員配置による行政サービスの低下を招かない定員管理に努めてまいらなければならないと考えているところであります。

また、指定管理者、民間委託等の部分でございますけれども、これらについては福祉、医療部門での民営化、さらには指定管理者の制度を生かした施設等の委託について現在検討中でありまして、有償ボランティアの活用等市民との協働も視野に入れて、作業を進めてまいりたいと考えております。

次に、職員の業務量の関係についてお答えをさせていただきます。職場間に大きく業務量に偏り

があるのは、大変好ましくないというふうに思います。業務量の臨時的な増大に対応するため、名寄市職員の応援体制に関する規程の中で、業務に応じて部局間における応援体制を定めております。この部分につきましては、主に選挙時における事務局体制づくりに運用をしているところでもございます。職員の健康、時間外勤務の縮減等も考慮に入れなければならないと考えているところでもございます。今後も一層各職場で計画的な業務の推進、また部長発令による部課内の業務に応じた柔軟な応援体制に努めてまいります。

次に、住居手当についてお答えをいたします。住居手当の持ち家の支給者は、特別会計、企業会計の職員を含め、名寄市職員全体で309名おります。地元業者で建設したか、市外業者で建設したかは調査をしておりません。住居手当につきましては、地元業者で建設したかどうかで支給額に差をつける性格ではないものと考えているところでもあります。

近年市外の大手ハウスメーカーが進出してきておりまして、地元業者も受注に苦慮している状況と聞いているところでもございます。市内には地元の業者による住宅建設の促進を図っている団体もありますので、職員が住宅建設の際には考慮に入れ、利用されるように思っているところでもございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 3番目の街路樹に関する街路計画につきましては、初めに落ち葉対策と市民の美化協力につきましてお答えをさせていただきます。

街路樹からの落ち葉につきましては、地先から多くの苦情、要望などが寄せられておりますが、この対策といたしましては樹高の制限や樹形を整えるなどの剪定等を行うことにより、少しでも葉の量を減らす方法をとっているところでもございます。しかし、道路や敷地内に相当量の枯れ葉が落

ちる状況となっておりますので、地先の町内会にボランティア袋を配布をさせていただきまして、清掃の御協力をいただいております。また、そのほか市のスィーパー車によります路面の清掃も行っているところでもございます。今後におきましても市の広報や地域の町内会等を通じて、市民の皆さんに御協力をお願いしていきたいと考えております。

2番目の剪定管理と植樹柵の破損についてお答えいたします。街路樹が大きく成長することによる生活環境への影響が随所で見受けられておりますが、これらの剪定につきましては3年から4年の周期で行っており、特に信号や標識を覆い隠す状況になっている場合には随時処置を行いまして、安全な街路の確保に努めているところであります。また、街路樹の根の成長によりまして破損をしている植樹柵につきましては、根を切り取る処置を行いながら、部分補修を実施しておりますが、今後におきましても美しい街路樹を保持するために適切な処置を心がけていきたいと、そのように考えております。

3点目の街路樹の伐採への対応と将来への考え方についてお答えをいたします。御質問にありますように、豊栄通の街路樹につきましては樹液や害虫などが落下をして、路上が汚れるといった苦情が地先から数多く寄せられたことによりまして、市が強剪定を実施をいたしましたところ少しずつ枯れてしまったと、そういう状況でございます。これらの植樹柵につきましては、既に地先の皆さん方によって花を植えるなどの美化についての協力をいただいているところでありますが、今後の対応といたしましてはラベンダーを植える計画で地先の町内会と協議が進んでいるところでもございます。また、8号通における街路樹の減少につきましては、風災害による倒木や雪害による立ち枯れ等によるものでありまして、新たな植樹につきましては車の出入りに支障があったり、あるいは除雪の支障になる等の理由で地先の方からの同意

が得られない、そんな状況になっております。今後地先の町内会の皆さんと将来のあり方等につきまして協議を行ってまいりたいと考えております。

以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 東議員。

○23番（東 千春議員） それぞれわかりやすく御答弁をいただきましたので、おおむねは理解しつつも、さらに理解を進めるために若干お伺いをさせていただきたいというふうに思っております。

順番逆になりますけれども、街路樹について先にお伺いをいたしたいと思えます。豊栄通の方を剪定をして、地先の皆さんの意見を聞いたところ切って、そして今後はラベンダーを植えていきたいというふうな計画だというふうに伺いました。まち全体の中で、例えば木の種類なんか今後考えていったらいいのではないのかなというふうに考えています。例えば今部長から御答弁がありましたように、樹液が垂れてくるであるとか、虫が発生するという樹木は一体どういう樹木なのか。シラカバは名寄市の木に指定をされましたけれども、かなり大きくなったりとか、花粉の苦情なんかもあって、なかなかまちの中で植えるということには難しい木なのかなというふうにも考えておりました、そういった今後は植栽をする際に木の種類の選定、余り大きくならない木がいいのか、あるいは先ほど答弁にありましたように剪定をしたら枯れてしまったということの少ないような木を選ぶであるとか、そういった計画を今後立てられてはいかがかなというふうに思いますので、そこら辺の考え方についてお伺いをいたしたいというふうに思います。

さらに、木が倒れて、その後植えようと思ったけれども、地先の皆様方から同意をいただけないのだというふうな御答弁もいただきました。私は、この街路樹だけに限らないで、街路も含めて都市景観について何度か発言をさせていただきましたけれども、まちの中に緑や花が例えばなくて、統

一感のないまち並みというのは非常に殺伐としたまちになってしまうのではないのかなというふうにも思っておりますので、こういったところからも市民の皆さんに対して都市景観の必要性を再度私は訴えていただきたい、説明をしていただきたいというふうに思っておりますけれども、これについての考え方についてもお伺いをしたいと思います。2点、よろしく申し上げます。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 街路の景観を高めるためには、お話のとおりまち並みの統一感というのは非常に大事でございまして、その要素には御指摘の街路の選定を行うことによるそこから生まれる統一感というのは非常に大事だというふうに考えております。ただ、その街路の選定にかかわりまして樹種につきましては、私の考えですけれども、時代の経過によりまして少しずつ変わってくるのかなという感じをいたしております。つまり非常に経済成長の盛んであった時代と今のよう安定した経済の状況のときでは、例えばモータリゼーションの発達だとか、反面、反面といましようか、福祉の向上が社会の大きな課題になっているとか、そういうようなときはそうでなかった当時との比較でいくと街路樹に関する考え方、景観形成非常に大事であるということは変わらないのですけれども、街路樹のあり方、樹種も含めてそういうのは変わってくるのかなと、そんなふうにも思っております。そういうことも含めて、街路樹は何十年に1回かの更新ということもありますので、東議員御指摘のとおり、市民の皆さんのとりわけ地域の沿道の皆さん方の御意見も十分伺いながら、選定をしていかなければいけないというふうに考えております。

北7丁目カラマツ並木が平成16年の台風18号で非常に何本も倒れまして、調査の結果危険木ということで市の方では判断をさせていただきました、市の危険範囲を超えているということで伐採をさせていただきます。これも並木の更新とい

うことをごさいますて、樹種の選定につきましては今東議員御指摘のことも含めて十分検討して、樹種を決めていきたいというふうに考えております。

それから、都市景観につきまして市民の皆さんへの御説明ということですが、これは今総合計画策定中ですが、その中でも特に都市基盤整備部会では景観、非常にソフトの部分で重要な市街地形成の一つの要素であるということで、十分といいましょうか、何度か議論させていただきました。そのような視点で、総合計画本編にも現況課題、それからこれからの方針にも若干触れさせていただいております。そういう意味で、市民の皆さんにはそういう総合計画の策定と、これから進行関係もあるわけをごさいますので、それらを通じて説明をさせていただきたい、そんなふうに考えております。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 東議員。

○23番（東 千春議員） こういったものは、何十年に1回かの更新をしなくていけないのだというふうな御答弁をいただきました。近い将来に訪れるのではないかなというふうに思います。植樹機が根が張って、浮き上がってきたところに関しては根を切って対応されているという話もお伺いをしました。こういった箇所がこれからますます私はふえてくるのではないかなというふうに思っております。そういった中で、危険性というものも伴ってくるのではないかなというふうに思いますので、なるべく早くに全体的な計画を立てられて、進めていただきたいというふうに思います。この点については求めておきたいというふうに思います。

次に、職員の体制について若干お伺いをしたいと思います。住宅に関しましては、私も十分趣旨とは違うなというふうに思いつつ質問をさせていただいておりますけれども、市民の皆さんからは極端な話しするとまちの中で家建てられる人は

自衛隊の方か、市役所の人ぐらいしかいないものねみたいな話を実はされました。これは、ちょっと極端な言い方かもしれませんが、なかなか住宅をお金を借りて建てられないというふうな人も多くなってきているというふうに伺っております。こういった中で強制的に物事をするというのはやはり無理なのかなというふうに思っておりますけれども、なるべく市役所の内部におきましてもそういった啓蒙についてお願いを申し上げたいなというふうに思っております。

それから、人事交流につきまして今年度の計画があるのかどうなのかについてお伺いをいたしたいと思うのと、他の自治体において例えば観光行政との交流というも行われているようであります。これは、地方公共団体ではなくて、民間の旅行会社に例えば出向する、あるいはそちらの方から来ていただくというふうな交流を行っているというふうにも聞いております。名寄市は、観光については余り今まで得意ではありませんでしたが、カーリングもできましたし、スキー場のこれからの利活用、ニセコなんかではかなりお客さんが来ているようです。あるいは、天文台の夢も将来的には実現していただきたいと思われし、可能性としては旭山動物園にあれだけの人が来ているわけですし、その中の1%でも2%でもこっち側に来ていただけるのであれば、これは大きな数字になるわけであります。旭山動物園に何度も来た方は、何度も同じルートを行きたいとは思わないと思うのです。そうした場合に、何回かに1回はこのちょっと違う名寄の方にも足を伸ばしてみようかというふうに思われる方もおられるかもしれません。こういった人事交流というの情報収集には必要ではないかというふうに思っておりますけれども、こころ辺に対する考え方お願いいたしたいと思われし。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 人事交流の関係についてお答えをさせていただきますけれども、19

年度、派遣交流する予定は今のところございません。

それで、北海道との人事交流のあり方につきましては、道の方から各道内自治体に照会がされてきて、その中で道との交流のできる部局等との関係がありまして、こちらの希望するとおりになかなかいかない年度があるわけでありまして、たまたま18年度の土木技師が道の方にということで受けていただいた状況がありますけれども、一定の道との考え方に基づいてやりますから、例えば観光に派遣したいのだといっても、向こうとしての受けがありませんということもあったり、年度の道の派遣交流事業についてのスケジュールといたしまして、それぞれの受け入れ態勢の部分については連絡をいただいて、それぞれの自治体、私どももそれに基づいて対応しておりまして、それらの中で非常に優位な人事交流でありますから、有効に交流をしたいと、このように思っております。

また、民間の部分については、道内自治体の中でも観光部門で民間で非常にノウハウを持った方を受け入れるというふうな自治体がありますけれども、検討していくということは大変必要だというふうには思いますけれども、今のところそのような考えはございません。

○議長（田中之繁議員） 東議員。

○23番（東 千春議員） 道との都合で19年度はないということだったので、合併をしまして、職員の皆さんの中には若干のまだ余裕があるこの時期、いいチャンスだなと思っておりますけれども、何かそういう機会があればしっかりととらえて、実行に移していただきたいというふうに求めておきたいと思っております。

それから、人事評価についてですけれども、最終日にも提案されるかもしれませんが、職員の給与と厳しい提案がされるかもしれません。あるいは、交通事故なんかで職員に対する厳しい意見が議会からも出ることがあります。しかし、職員の皆さ

んが少しいいことをした場合には、いいとはっきり言ってあげるというシステムも必要ではないのかなというふうに思っております。また、例えば待遇なんかをさせたら、この人はすごくきちっとやるよであるとか、資料をまとめる場合には正確で早いよというような場合には何らかの人事考課も含めて対応をして、そういう大きな話でなくてもいいのかもしれない、明るい話題が何かないかなというふうに思っております。そういったことも含めて、職員の皆さんがやる気を出してくれたらいいなというふうに思っておりますので、そこら辺について考え方をお知らせいただきたいと思うのと、もう一点は業務量についてなのですが、選挙のときにはやっているよと。ふだんは余りやっていないよというふうな答えなのかなというふうに思っております。部長としての権限がおりになるということですので、仕事ぶりを見ていて、采配を振るうというのもやっぱり管理職の大きな役割の一つだと思いますので、そこら辺を今後しっかりと執行していただきたいというふうに思っています。ここら辺に対する考え方、2点お願いいたします。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 人事評価の制度の導入についてはお答えをさせていただきました。これにつきましては、17年度の人事院勧告で、勧告ということではありません。報告があったということでもあります。それを受けて、中央官庁の管理職では一部試行が始まったということでもあります。いずれその評価のあり方、どういう項目でどう評価をするかという点検する表が、その仕組みがしっかりとできていないということで全国の自治体では導入に向けての検討はしているということでもありますけれども、評価をどのようにするかということが一つの課題でありますから、一定の期間が必要になってくるかなと思っております。

それで、今回の人事院勧告に基づく給与構造の改革は、50年ぶりの給与表の改正ということで、



非常に大きな改正であります。それを受けて、その中で勤務実績に応じた評価を実施をするということが出ておりました、これからは今議員がおっしゃったように段階的にA、B、C、D、Eと5段階評価で評価をしていくような昇給システムといたしましょうか、年に1遍必ず昇給1号俸という形ではなくて、ちょっと複雑な部分になりますけれども、5段階の評価の中で同じ役所に入った人間でも同じ給料ではない時代になってくるということでもありますから、それらの評価に基づく給与体系ができてくるということでありまして、近々といたしましょうか、給与構造の部分が一定程度5年、6年かかる中で、それらがしっかりとしたもの確立されるということで私ども受けとめておりました、それらの時期にそういう評価ができてくる、賞罰も含めてそれぞれの個々人の年に1号上がるのか、4分の1号になるのか、そういうシステムができてくるということでもありますから、評価をしっかりとできる時代になってくるということだと思いますし、それを取り入れていくということでございます。

○議長（田中之繁議員） 東議員。

○23番（東 千春議員） わかりました。

ちょっと時間がなくなりましたけれども、最後の保健、医療、福祉についてお伺いをしたいというふうに思います。まず、医療制度の改正によりまして、市内の病院に入院されている方が強制的な退去を求められるということがないというふうに伺って安心しておりますけれども、今後例えば新しく入院される方の希望には沿っていただけるのかどうかというのをまず1点お伺いをしたいと思います。それに伴って、一番最初に人口の推移をお伺いをしたのですけれども、10年後、後期高齢者の人口は1割以上多くなるのです。そのときに、先ほどの答弁の中では高齢者の人口が10年後にはかなり多くなると。それは、団塊の世代の方が多くなるからだ。ということは、その10年後はさらに多くなるのではな

いかなというふうに予想ができるわけです。そういったところを視野に入れながら、例えば入所施設をこれから人口推計を予測しながら考えていくということは私は必要だと思うのです。例えば10年後には多くなるけれども、20年後には極端に少なくなるよと、仮にです、そんなのだったら、その間は何か違う方法で考えようとか、そういう戦略練られると思うのですけれども、10年後も20年後もふえていくとなると、やっぱり少し考えをしっかりとまとめていかななくてはいけないのではないというふうに思います。そういった意味で、人口推計というのをされていないということだったのですけれども、高齢者人口と後期高齢者人口の推計というのは私一回してもらいたいというふうに思っております。それを施設などの施策に反映していただきたいというふうに思っておりますけれども、そこら辺の考え方、3点かな、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（田中之繁議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 今定例会で議決をいただきました後期高齢者医療制度の取り組みについてもありますように、今後の高齢者数の動向につきましては新名寄市の施策に欠かせないものというふうに思っております。重複することを避けまして、関連する部署とも連携いたしまして、早い時期に策定してまいりたいというふうに考えております。なお、今回の人口推計シミュレーションでは高齢者の方々の人数につきましては、10年後より1年前だったと思ひますけれども、人数については増加については歯どめがかかるのかなと。ただ、高齢者の占める割合についてはふえ続けるというふうに予想しているところでございます。

それから、高齢者の数に対応した施設等の整備計画を持つべきではないかという御意見でございますけれども、私もそのとおりだというふうに考えております。今後北海道とともに第4期の介護事業計画に反映させていく必要もございまして、

例えばケアハウスの施設の数やどうするかだとか、そういった面についても介護保険等のバランスをとりながら、調整を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（田中之繁議員） 佐藤病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（佐藤健一君） リハビリの患者様への対応についてちょっとお答えをさせていただきますと思います。

議員おっしゃいますとおり、ことし4月の診療報酬改定によって今まで無制限だったというリハビリの部分につきましては、疾患別に4区分ありまして、それぞれ算定日数に上限が設けられたということでございます。それで、入院患者さんにつきましては、当院は急性期の病院であるということもありまして、こんなに長期間になるケースはありませんので、影響はないと。当然入院患者さんもお引き受けをして、リハビリに対応したいというふうに考えております。

それから、外来患者さんにつきましては、オーバーしている方現在31名ほどいらっしゃるということでもありますけれども、そういう実態でありますけれども、地方センター病院、地域センター病院という病院の使命がありますので、安易に切り捨てるという考え方はありません。今後も対応していくということで考えております。

○議長（田中之繁議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 病院の対応について答弁を漏らしておりました。病院についてちょっと状況等を照会いたしましたところ、一つの病院ではドクターの判断によりまして症状によって施設、または自宅への対応を勧めていると。それから、もう一つの病院につきましては、現状では今のところ経営も順調であることから、特に退所を強制的にするようなことはしていないというような状況でございました。これらを受けまして、今後国といたしましても施設から在宅へという方向を持っておりますので、それらの方を家庭の中ですべて療養するということに対しては極めて

困難であるというふうに思っております。それから、現状の特別養護老人ホームですとか、風連にございますケアハウス等々の状況を見てもわかるとおり、入所者に対する対応については必要不可欠というふうに思っております。まず、今後総合計画の中でケアホームですとかケアハウスを民間が建てていくということを支援していくということを予定しているところでございますけれども、まず建築の規模等の御要望をお伺いしながら、必要な取り組みを進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（田中之繁議員） 以上で東千春議員の質問を終わります。

10分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時01分

---

再開 午後 3時13分

○議長（田中之繁議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

しらかばハイツ民営化の時期について外1件を、村端利克議員。

○28番（村端利克議員） ただいま議長より御指名をいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

私は、このたびの議会において市長に対し大きく2点につき質問させていただきます。まず、1点目として、風連しらかばハイツの民営化の時期についてをお伺いいたします。前回の議会と同僚議員が質問しておりますので、できるだけ重複を避け、5項目に分け、質問をさせていただきます。

合併協議会のうちから審議され、民営化に向けて社会福祉事業団に委託する考えだと聞いておりますが、その後協議がどこまで進み、時期と経過なども含めてお伺いいたします。

今後の民営化に向けての話し合いの中で、入所者や家族会との話し合いはどうなっているのか。話し合いの内容をわかる範囲で結構ですから、具体的にお伺いいたします。

次に、民営化になった後、職員の処遇などどのようなお考えをされているのかお伺いいたします。職員の方、またパートなど、直接関係している方々が不安を感じていることは事実です。私は、協議を先延ばしをし、不安を長引かすよりも一定の方向性を早く示し、具体的な話し合いをするべきだと思います。お考えをお伺いいたします。

次に、民営化になった後、入所者の負担はどのように変わるのか。家族の負担が高くなるのかどうか、どのくらいの負担増になるのかお伺いいたします。新規の入所者などの予定者にしても同じことが言えるかと思えます。私は、早目に結論を出し、話し合いを進めるべきと思いますが、お考えをお伺いいたします。

また、施設内に社会福祉協議会風連支所の事務所があり、ヘルパーさん方の派遣もされております。この施設内の事務所などはいつまでも現状のままに置くのか、考え方をお聞かせ願いたいと思えます。

以上、5項目につき、しらかばハイツ民営化についての市長のお考えをお伺いいたします。

次に、2番目として、風連市街地再開発事業の促進について6項目に分けてお伺いいたします。先ほど同僚議員も質問いたしておりますので、この件についてもできるだけ重複を避け、お伺いいたしたいと思います。合併前からの懸案事項でありましたが、市街地再開発事業の大筋が10月27日の議員協議会で示されました。長年の懸案であった市街地再開発事業が一步前進したかのように見えます。まちづくり交付金事業の期間が決まっております。どうしても今年度じゅうに予算計上していただいで、企画、設計を済まし、国土交通省に申請しなければ、もう時間がないと思えます。期間が決まっております。一日も早く着工できるように設計を早く示して、行動しなければならないと思ひ、再度質問をさせていただきます。

まず最初に、駐在所のところはこの事業の中に入らないと決まったと聞いております。そうしま

すと、この駐在所のところから駅までの間、100メートルくらいの間は別の設計予算を計上しなければならぬと思ひます。私は、農協の倉庫のところから南に向け道路整備を済ませる必要があり、段差のある狭い曲がっている道路の整備をどのようにされるお考えなのか、南北線も活用できるような道路、駅の場所を整備して、バスの停留所に定めるべきと思ひます。どうしてもこの道路工事は、再開発事業と並行して進めるべきと思ひます。この点につき、考え方を具体的にお示し願ひたいと思ひます。

次に、農協跡地に予定されている公営住宅建設、また共同住宅建設の予定についてお伺いいたします。何戸ぐらいの建設を予定されておられるのか。私は、最低でも30戸以上の建設が望ましいと思ひております。そこで、公営住宅のマスタープランを名寄市全体の中で考えると、私が6月の議会で質問させていただいたときに返事をいただいておりますが、その後の経過についてお伺いいたします。福祉住宅などの建設予定などもあるのかどうかあわせてお伺いいたします。

次に、農協事務所の移転、規模、店舗の構想、2階の事務所の全体像、または多目的ホールなども含めた計画があればお伺いいたしたいと思います。その多目的ホールの今後の利用、活用がどのようになるのか、考え方があればお聞かせ願ひたいと思ひます。また、商工会の事務所などはどのような場所に定めるお考えがあるのか、共同店舗のあり方など、関連する事務所なども含めた考え方があればお伺いいたします。

次に、診療所も移転新築規模が決まっております。概要についてお伺いいたします。隣接場所に風連調剤薬局が建設すると聞いております。そこで、行政としての取り組みをどこまで示されるのか。早く示し、どこまでの範囲をし、民間企業の取り組む方に協力していただくお考えがあるのかお伺いいたします。

また、せつかくの機会ですから、この場所に多

くの方の利用を高めるためにも、民間企業に参加をしていただくような施設とするべきと思います。保健福祉の関係からも考え、どうしても保健センターの建設はもちろんのこと、公衆浴場、岩盤浴なども取り入れたミニ健康ランド的な施設づくりをして、多くの老人たちが楽しめる場所にするべきと考えます。名寄の吉田病院の前のヨシミ調剤薬局の店舗の屋上にマンション的な建設の考え方を取り入れた福祉施設の充実に向けた新たな発想の施設づくりをすることと思います。そして、近隣に24時間営業のコンビニエンスストアなども隣接し、共同店舗のあり方など総合的な構想を、また町内外より関心を持って集まっていたけような施設づくりを一日も早く示し、広く視野を広げた参加希望のPRも必要ではないかと思いません。道北のまち風連、名寄市の南玄関の風連のまちづくりに協力していただけるような、合併してよかったと喜んでいただけるような施設づくりを立ち上げるべきと思います。大事ではないかと思いません。また、そのことを町内外の関係者の方々も待ち望んでいることは事実です。早くその全体像を示し、生まれ変わったまちの再開発事業に取り組むべきと考えます。

以上、私のこの場からの質問を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（田中之繁議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 大きく2点にわたり御質問をいただきました。1点目のしらかばハイツの関係につきましては私の方から、2点目の市街地再開発事業の促進については建設水道部長からの答弁となりますので、よろしく願いいたします。

初めに、民営化に向けた対応と経過及び入所者や家族会との話し合いなどの状況についてお答えをさせていただきます。既に御承知のとおり、しらかばハイツは合併協議の中での社会福祉事業団等へ移行するという確認事項に基づきまして、現在課題の洗い出しや移行のために必要な資料の収

集を行っているところでございます。近隣市町村の取り組みも参考にしながら作業を進めており、関係する資料が整い次第、移行時期も含めて速やかに職員や家族会など関係団体と話し合いを進めてまいりたいと考えております。

民営化後の職員の処遇についてでございますが、職員の処遇につきましては社会福祉事業団への経営移行に伴いまして、身分の変更や給与体系の変更を伴うこととなります。来年度から完全移行される予定の美深町特別養護老人ホームの状況が今後大きく影響することも予想されますが、経営移行する先は明らかとなっておりますので、状況等については適宜職員に説明をしてまいります。

入所者の負担でございますが、しらかばハイツが移行先として予定しております名寄市社会福祉事業団は、介護保険法などによる指定事業所であるため、市直営から事業団へ経営移行しても入所者に負担の変化はございません。家族会につきましても施設ごとが基本と考えておりますので、この部分でも特に変化はないものと思っております。

次に、施設内の社会福祉協議会風連支所の対応についてでございますが、社会福祉協議会風連支所は在宅介護支援センターの開設とともに平成2年度からしらかばハイツ内に事務所を移設し、現在に至っております。現在の事務所の場所が適切ではなく、旧風連町時代にも移転先を模索したことは御承知のことと思います。この風連支所の機能を明確にして、移転先の適地を検討しなければならないものと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 2番目の市街地再開発事業の促進についての初めの1点目でございます。駐在所を含めた駅前開発の今後についてお答えをいたします。

当初の事業計画地区は、道路に囲まれた4カ所の街区を計画し、地権者と合意形成に向けて話し合いを進めてまいりました。計画区域に地権者と

して駐在所の建物が存在することから、道警と事業への参画に向けて協議を重ねてまいりましたが、駐在所の施設はけん銃や無線等を取り扱う特殊職務であることから、独立した建物であることと地区計画の規制との制約がありまして、事業への参加ができないとの回答をいただきまして、駐在所を含め、道路までの隣接地を計画地から除外をさせていただいております。

御質問の道路は、除外した区域に面している道路でありまして、南からの直線道路で、この区域で家屋がありまして、直角クランクとなり、走行の不便な道路になっております。この事業で土地及び建物等が整備、除却されるのに伴いまして、道路敷地を確保して、直線道路に改修を計画をしておりましたが、計画区域から除外したことにより建物はそのまま残りますので、この事業での道路改修は不可能になりました。将来的にもこのままでは好ましくない状況でございますので、直線道路への改修は必要と考えております。できるだけ早い時期に道路整備を検討していきたいと考えております。

次の2点目の農協跡地の住宅建設規模についてと3点目の高齢者向け住宅建設につきまして一括してお答えをさせていただきます。共同住宅の建設は考えておりますけれども、公営住宅としての建設につきましては手法を含め検討中でございます。建設中でありまして西町団地の建設が平成21年度に終了いたしまして、その後瑞生団地の建てかえ事業に着手をしていく予定となっておりますが、建てかえに当たりましては住みかえに必要な空き住宅等の確保が困難なことから、今後円滑な建てかえを推進していくためにも公営住宅の確保が必要であります。そのためにも平成19年度に策定をいたします住宅マスタープラン作業におきまして、瑞生団地入居者ばかりでなく風舞団地や農村地域を含め、幅広く意向調査を実施をした上で、最終的な戸数の決定をしてみたいと考えております。なお、瑞生団地の建設計画につつま

しては、平成23年度以降になりますので、市街地再開発事業との整合性につきましても検討してみたいと思います。また、高齢者住宅の建設につきましても、あわせて住宅マスタープランの中で実施する意向調査をもとに検討をしてみたいと考えております。

次に、4点目の農協店舗及び事務所等の規模についてお答えをいたします。農協の店舗及び事務所等の規模につきましては、所有者でありますJA道北なよろが概算評価額を考慮しながら、既存の施設規模及び将来の経営方針を見据えて、ある程度の規模を基本構想図に示しております。今後は、事務所内のカウンター、机、いす等をレイアウトいたしまして、細部にわたって検討され、決定していくものと考えております。

次に、地域交流センターのホールについてであります。さきの議員協議会で構想図をお示しし、御報告をさせていただきましたが、その後多くの地域住民の皆さんが利用するホールが2階の配置では高齢者等の利用を考慮すると利便性に欠けるために、農協と協議をいたしまして趣旨に理解をいただき、ホールの配置を1階に変更しております。今後のホールの利活用につきまして、交流センターには2階に大会議室、また各会議室等を配置をいたしまして、市街地内にある老朽化して建てかえの時期が来ておりますコミュニティセンターの機能も兼ね備えた施設として考えておりますので、商工業者等の各種イベントの開催、商品展示会、あるいは地域住民の文化やボランティア等の活動の場として利用され、中心街の活性化につながるものと期待をしているものでございます。

商工会の事務所につきましては、正式なお話は来ておりませんが、現在の会館が老朽化で建てかえの時期が来ているので、賃貸で入居できるようにならないでしょうかと、そういう相談を受けております。正式にお話が来たときには協議をさせていただきたいと考えております。

5点目の行政が直接関係する建設規模と全体像

につきまして、診療所の規模と概要についてお答えを申し上げます。診療所の移転につきましては、老朽化に加え、通院する高齢者、車いす患者さん等が利用する施設としては段差があり、またトイレ等の出入り口は狭く、車いすでは通れないなど不便な構造となっておりますので、市街地中心部の計画地区内に移転整備をいたしまして、利便性を高め、地域医療の充実を図りたいと考えております。規模につきましては、現在行っております医療業務を存続する考えから、現在の機能と床面積を確保することで計画をいたしているものでございます。

保健福祉施設につきましては、主に要介護を事前に予防するなど健康増進をさせるための施設として、診療所に併設することで地域医療、健康福祉にこたえるために協議を重ねているところでございます。

6番目の今後の民間企業の協力体制規模についての行政としての事業参画企業への取り組み、協力についてお答えいたします。風連調剤薬局につきましては、現在診療所の隣で営業しております。来店者は診療所に通院する高齢者の利用が多く、また店舗が手狭となりまして、駐車場も少ないとのことでありまして、診療所の移転に伴いまして隣接に移転をしたいとの申し出が期成会に寄せられているところでございます。また、コンビニエンスストアにつきましても期成会にテナントとして参入の申し出が来ているということでございまして、期成会では受け入れの態勢を検討しているところで、態勢が整ったときには地元商業者のもとより民間企業への参加募集などの活動を要請していきたいと考えております。市としての取り組みにつきましては、公共駐車場の整備等では、来客、利用者の利便、住環境づくりの協力をさせていただきたいと、そのように考えているものでございます。

以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 村端議員。

○28番（村端利克議員） ありがとうございます。

最初に、しらかばハイツの民営化についても二、三お伺いしたいと思います。しらかばハイツの施設の一件については、前回の同僚議員の答弁にも申しておりましたので、その点については私は考えておりますが、どうしても厳しい財政だから、直営でなく民営化に移管するという建前には変わりはないと思うのです。そこで、名寄の施設は100床、風連は80床です。20床しか違っていません。ところが、採用人員が50名違うのです。50名名寄の方が多いのです。20床しか変わらないのに50名職員多いということは、ここで値上げもしない、経費も削減しないで民間に委託できる可能性があるのかないか、この辺についてお伺いします。

○議長（田中之繁議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 風連のしらかばハイツと名寄にございます清峰園につきましては、建設年度が違ってするというふうに認識しております。したがって、旧風連町で設置しておりましたしらかばハイツにつきましては、非常に細長い施設になっておりますが、昔の特別養護老人ホームとしての体制で運営をしておりますので、介護員が多くの方を見られるようになっている施設になっております。一方、清峰園につきましては、まだユニット型に移行するすぐ手前の施設でございますけれども、今の小グループ化というのですか、そういうことにもまだ対応しておりませんけれども、一定程度少人数に対して介護員を多く必要とするような現在のシステムに近い形として運営をされておりますが、そのことが職員の数の違いになっているというふうに思っております。

○議長（田中之繁議員） 村端議員。

○28番（村端利克議員） どういうあれで先にできている風連の特養が老人が大勢入っても管理ができる、介護もできる、後からできた名寄の新しい施設がそういうことにできないのだという

ころが我々としてはちょっと理解できないのです。やはり風連も名寄も今後同じ取り扱いで、同じ入所をしていただく、お年寄りたち、介護していただくその人たちに同じように対応するのであれば、施設のもし悪いところ、いいところあれば見習って、経費のかからないように、やはり私は人件費の50名からの差がある、この辺については民営化にする習いがどうしてここにあるのかなということがまず心配なのです。どうしてこのようなことを私がここで言うかということ、春先から給食センター問題、それから指定区域問題についても私は説明が十分にされていないのではないかと。やはり説明を十分に、こういうことだから負担もかけませんよ、こういうことだから一緒になってもいいのですよという関係者に対する理解度というのが私は一番先だと思うのです。そのことをしないで、今までどおりで民営化にするのだ、何するのだといったって、経費を余計かけて同じにすると発車してみたら、人件費が余計かかったから高くしなければならぬという結果が出るのではないかと思うのですが、この点についてもう一回お伺いします。

○議長（田中之繁議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 1点目の施設の形態による介護員の数の違いというのは、介護制度の変更に伴いまして、今の新しい施設はそういう介護員の数を入所者に対して必要としているというふうに御理解をいただければというふうに思っております。

それから、しらかばハイツの民営化についてでございますけれども、こちらの部分につきましては合併協議会の協議以前から旧風連町におきまして行財政改革の検討委員会の答申、それから行財政改革推進計画などで取り上げられておりまして、合併前に一定の風連町としての判断が示されているという、考え方も示されているというふうに認識をしているところでございます。私どもは、今準備をしているわけでございますけれども、目標

年次を定めまして、計画的に作業を進めることとしておりますけれども、協議については意を払ってまいりたいと、このように考えております。

○議長（田中之繁議員） 村端議員。

○28番（村端利克議員） 何度も繰り返してもあれですから、とにかく入所者、関係者の負担にならない話し合い、仕組み、これをぜひともしていただきたい。そして、安心して預け入れられる、今までも風連の特養には安心して預けられると、何とかあきがあつたら入りたいねという希望者もいたわけですから、今度同じ名寄市の民営化にされてもやっぱりそういう希望は絶えないような、同じような仕組みで今後も考えてやっていただきたい。それとあわせて逐次話し合いを、ここまでいったらこうなりますよ、今後どうしたらいいですか、やはり相談を持ちかけながら、家族会なり、関係者、入所者全員がわけのわからぬ人ばかりでもなさそうですので、その人たちにも相談をしながら、忌憚のない御意見伺いながら、後から悔いの残らぬ民営化に向けて行っていただきたい。この点を最後にもう一度お伺いしておきます。

次に、市街地再開発事業の駅前道路について、今警察署が、駐在所が入らなくなったことから、この道路はしばらくできませんという答えがどうしてそこへ出てくるのか。市街地開発は、駅前から開発ということは最初から話しされていることであるし、名寄の駅前開発も駅前の開発が先になっているのです。中心市街地後回しで、まだなっていない。風連は、駐在所からまちの方ができて、駅前に向かっては道路1本が民家もあるから、民家もあるから言っているのです。民家もなかったら私もここで大きい声で言う必要ないのです。民家もあるから、この人が道路を整備してくれないといけないのです、今の道路の中に建っているわけですから。そういう意味も含めて、やはり農協の倉庫から段差のある狭い道路を完全にやってほしいという希望もあるから、ここであえて話をしているわけですから、駐在所も一つの

ガンになったわけですから、駐在所が入る入らないによって。まちの開発がぐるっと変わったわけですから。この辺で当然これを中に入れた計画、企画というのは考えていかなければならぬと思うのですが、この点についてお伺いいたします。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） お答えいたします。

今議員御指摘の作業の手順といたしましてですけれども、中心市街地の再開発のこの事業での補償業務として御指摘の道路、クランクを解消するための家屋等の移転を考えておりました。それは、前提は地区内であることです。これは、そういうことに必然的になります。地区外のことについては取り組めないわけでございまして、当初は駐在所も含めた現在の南側のブロックということを一つにまとめて考えておりましたけれども、駐在所は先ほどの御説明のような内容で本事業に参加できないということでございしますので、必然的に地権者として外れていただくと。したがって、土地も外れるということでもありますので、本事業での補償業務による道路用地の確保、これは11メートル、約6間を予定しておりましたけれども、その用地をあけておく業務ができなくなったということです。ただし、北側の農協がありますブロックにつきましては地区内になっておりますので、そこは用地としてあけておきます。当分の間道路としての整合がとれませんので、そこは駐車場等に利用されていくというふうに、農協のブロックの部分につきましてはそのように考えております。したがって、議員御指摘のことではよく理解はいたしますけれども、このような事情でございます。そして、用地をあけておいて、ほかのまちづくり交付金事業で道路事業として次の段階で整備をさせていただこうと、そういう手順でおったわけですが、南のブロックについては初めの段階から予定が狂うといひましょうか、予定が立てられなくなったと、そんな状況でございます。

ただ、農協の部分だけ道路整備を行うかどうかは今後の検討課題と。その農協の部分だけ道路整備を行っても、御指摘のクランクの解消にはならないということでございます。逐次行っていくということの意見もあると思いますので、その辺は検討させていただきたいと、そのように考えております。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 村端議員。

○28番（村端利克議員） 先ほど言った答弁はしていただけないのですか。

○議長（田中之繁議員） もう一度やって。もう一度。

○28番（村端利克議員） 先ほどからくどく言っている民営化問題について、やはりハイツの住民、入所者、関係者、家族会、そういった方々と忌憚のない話し合いを進めてくれと、そしてそういった話し合いをしないから、いろんな問題ができるのではないですかと言っているのです。ですから、先ほど言った給食センター問題についても都市計画の問題についても、やはり話し合いをしていないから、後から町民から何か言われて、また改めて答弁しなければならぬようなことが出てくるので、そういったことのないようにきちっと話し、入所者に負担のかからない、こういうところはここまでしたよ、どうしたよということをきちっと説明をしていただきたいということ、この辺についてお伺いしたつもりなのですが。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） しらかばハイツの合併協議におきますこれからの運営について方向が出ているわけでございます。ただ、移行の時期等については、今関係者でプロジェクトチームをつかって協議をしているところでございます。私も夏に施設等を一巡して見せていただきました。やはり施設そのものも水回り等も含めて一定の改修が必要と、こういう環境にあることも見てまいりましたし、また当時の建設、設計というのは長い廊



下でつなぐという当時のベストの状況の建物だというふうに認識をいたしましたけれども、名寄が建てかえをしたときに、御案内のようにやはりこれからの特別養護老人ホームというのは個室タイプといたしますか、ある程度独立した生活空間的なものをそれぞれの建物の中に持つと、こういうような差があるわけでございます。したがって、介護の手間等も当然かかわるわけでございますが、現状のしらかばハイツの施設の中で運営の主体を直営から事業団に移行させると、こういうことでありますから、入所している皆様には大きな条件の変化はないと。ただ、お世話をする職員の方の身分が現在の市の職員から事業団職員に移行させると、このことに職員の皆さんが不安に思っている部分もあるのではないかと。このことについては一定の方向が出次第、早急にスピードを持って協議をさせていただいて、一応20年度にめどを置いてやるということであります。

○議長（田中之繁議員） 村端議員。

○28番（村端利克議員） ぜひとも後から入所者、また家族会の方々からもいろんなことが出ないような話を進めていただきたいと思います。

それから、話があちこちいってしまって申しわけないのですが、駅前の道路についても一度部長にお伺いします。当初はあそこまで入るといふ計画であったことは事実だし、それから駐在所がその中に含まないということになった以上は、別事業になるということは百も承知です。別事業になるから、これは後回しにしてしばらく置いてもいいよということではなくして、やっぱり私は並行してやってほしいというのは、農協のところから警察署のところまでは立派な建築物ができ、駐車場もでき、新しい整備ができたよと。駅に向かって100メートルほどの間が一つも改良されていない、そんな歯抜けな事業がどこにあるのかということをお私に言っているのです。やはりやるのであれば駅前から同じように、1年か2年おくれでも結構です。ここまでおくれでもこういうふう

にやりますという計画は私は立てるべきだと思いますので、あえて質問させていただきます。

○議長（田中之繁議員） 小室助役。

○助役（小室勝治君） 先ほど建設部長よりお話があったとおり、駐在所が抜けたと。それに伴って、その隣も抜けたということでございます。あそこは、御承知のとおり決して道路敷地に建物が建っているわけではございません。道路敷地がカーブ違いになっているというような状況です。本来であれば、あそこがずっと真っすぐ抜けられれば一番いい方法だろうと思います。ただ、今のところその場所には全部建物が建っている状況にあると。その部分が今回この地域から抜けたということで整備がなされなくなったと、この事業ではできないということでございますので、これについては先ほどありましたほかの事業でも取り組んでいくより仕方がないということで今判断をしながら、計画を練っているところでございます。そういったことで、除いたところをそれをどうしてもやれということは今ちょっと難しい問題があるかと、このように思うので、十分その計画についてはこれからも生かした計画をつくっていきたいということには変わりございませんので、御理解願いたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 村端議員。

○28番（村端利克議員） ぜひともそういうことで並行して、少しおくれでも工事はやっていただいて、別の工事でやることは、今仲町の歩道、それから街路灯、新生町の道路などもそういうまちづくり交付金の中で工事は始まっているわけですから、もうスタートしているわけですから、やはりでき上がって悔いのない、最後までそういったこと並行して継続してやっていただきたいという気持ちで、まずこの点をお願いしておきます。

あと次、共同住宅その他については先ほど同僚議員が申しましたので、多目的ホール、農協と隣接して大きく500人程度の多目的ホールをつくるという予定があると聞いておりますけれども、

この多目的ホールの使用、使い方、それらについてはどのような、農協の店舗、それから農協の建物と切り離してやるのか、それともつないで継続してやるのか、この辺についてもお伺いします。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 建築の仕方につきましては、合築で建設するというところでございます。

使用の目的ですけれども、風連地区にはいろいろなコミュニティー施設がたくさんあるわけでございます。それは名寄地区も同様ですけれども、年数経過によりまして老朽化の進んでいる施設もございます。そういう各種の公共施設、コミュニティーにかかわる公共施設を集約をさせていただき、そういう時期が早晩来るというふうに考えておりました、今建設をさせていただこうという交流施設にその機能を集約できればさせていただきたいと、そういうことですので、いろんな使い方がされると思います。語弊ありますけれども、冠婚葬祭から地域の方の少しの集まり等いろいろあると思います。また、農協の集会でありますとか、そういうことにも使われると思います。いずれにしても、賃貸で使っていただくというような形式になるというふうに思っております。

収容の規模につきましては360人から400人ぐらいと、そういうふうに考えておりますので、現在の風連福祉センターの多目的ホールでございますけれども、ほぼ同じ規模というふうに考えております。当分の間は風連の福祉センターとの併存というようなことになりまして、それは少し長い時間の中で施設上機能の統一というのは図られていくのではないかと、こんなふうに考えております。

○議長（田中之繁議員） 村端議員。

○28番（村端利克議員） 当然そういう農協の建物のその中に建てただけだと、そういう事業にしても、また母と子の家、それから商工会館、古くなってきて、もう何年か後には建てかえしな

ければならない施設もあります。そういうものを見越して、この施設を有効活用できるような施設にするというふうに聞いておりますし、いずれにしてもそういう活用できるように働きかけて持っていきたいと思っております。

それから次に、診療所の関係でございます。私は、やっぱり保健センター的な機能をこの箇所にもどうしても集中していただきたい。聞いてみますと、今B&Gの方で機能訓練をやっている人、それから保健センターの施設も名寄にあるから、風連には置かなくてもいいのだよというふうなことを名寄の関係者の方から聞いたということも耳にしております。今までも何回も言ってきておりますが、旧風連町も5,000人の人口のまちなので、そのまちが寂れないためにこの事業に取り組むという姿勢をやはり忘れてはならない。この5,000人の風連の人口が少しでもプラスになるような、憩いの場として町民の方が喜んでいただけるような施設づくり、やはり有効活用できるような施設をつくるのが大切でないかと思っております。

先ほど言いましたが、公衆浴場でなければ、病院で診療していただく、そして皆さんと機能訓練をやって、汗を流して、お風呂でも入って帰ろうかと。望湖台の施設だとか日向温泉にバスをかけてかなり入浴に行っているのです、まちの中から。これが病院のそばで、診療所のそばで機能訓練しながら、汗を流して、1日団らんをして帰る施設ができれば、私は今の倍以上の人が利用するのではないかと。農家の方々もうちにふろあるけれども、まちの中にそういうところできたらいいよねと待ち望んでいる方も結構いらっしゃるわけです。5,000人の人口の中に35%のお年寄りたちが住んでいるまち。やっぱり福祉に、それから本当に優しいまちづくりのためには、どうしてもこういう施設は欠かせない施設でないかというふうに思っております。例えば名寄、美深、風連にも岩盤浴の施設があります。それほどお客さん来たというの聞いておりませんが、そこにもやはり

パートの方を1人常駐させて、1人置いているわけです。岩盤浴の1人置くのだったら、おふろの管理もしてもらって、1人で経営してできるのではないかと、そういうふうにと考えたら、おふろつくったら赤字になるからやめるのだというような、そんなちんけなことではなくして、私はやっぱりここにそういう大衆の方が喜んでいただけるような施設を立ち上げるべきだと、こういうふう思うのですが、その点についてもう一度伺います。

○議長（田中之繁議員） 小室助役。

○助役（小室勝治君） 質問ございました。この地域の再開発問題については、村端議員十分に論議の中に加わっておったからわかっているかと思えます。その中で、初めの方ではこういう村端議員が言ったとおりのふろもあって、健康管理をし、1日そこでのんびり休めると、こういった年寄りに優しい施設があればいいなど、こういう夢を語りながら、始まりの方はそういう状況であったわけでございます。しかしながら、実際にやるといったときに、どこをどういうふうにしてやっていくのかと。それと、常に財政的な問題も含めて出てくるし、個人の財産の変換でございますから、それを主としてやっていくという部分もございませぬから、そこに公共施設だけつくればいいということでもございませぬ。しかしながら、風連の市街地の風連の今の顔であるその地域をやはり何とかして寂れないように残していきたいという地権者の思いの中から、これまで難関をいろいろ乗り越えながら、話し合いを進めながら、そして今現在に至っているところでございまして、今から設計変更して、岩盤浴をつくったり、ふろをつくったりと、これはだれがやるのですかという話になってくるわけでございますから、今そういったもの皆さんの気持ちの中にはやはりあると思えます。しかしながら、今の進めている方向でいかなければ、この事業はやり遂げられないという思いの中で決断しながら、もっともっと夢を膨らませばたくさんあると思えます。しかし、これからの

公共施設の問題、これは母と子と老人の家の問題も、これも年数が相当来ておりますし、福祉センターの方についても、直してはおりますが、大分年数が来ていると、そういったものを含めながら、総合的にあの地域をやっていこうということで地権者の皆さんの御理解をいただいたというふうに思っておりますし、これから実際的に、お金の問題が今度絡んできますから、個人的なお金の問題絡んできます。今の評価が何ぼになっているのかと、その評価をもとにして家建てたらどのぐらいの家が建てられるのかといった問題が絡んできております。そういった難しい問題を克服しながら、今前に進んでいるわけですから、ぜひその辺も御理解していただきながら、それとあそこの地域の都市機能を損なわぬようにこれからも道路問題や何かについても整備しながら、別建てで考えていきたいなど、このような考え方でおりますので、御理解していただきたいと同時に、また地域の皆さんにも財政的にも厳しいから、市の財政も厳しいから、何とかこの程度でおさめてくれということで、議員もぜひ地域の皆さんを説得していただきたいなど、こんなふうに思っています。

○議長（田中之繁議員） 村端議員。

○28番（村端利克議員） 何か言おうとしたことを先に触れられてしまって言いようがなくなったのですが、やはり今助役が前向きにこういうことをやらなければならぬという気迫だけは私はあると思えます。そして、今後も先ほど同僚議員が言いました地域包括支援センターのサブセンターも風連に置きたい、それから最初に言った社会福祉協議会の風連の支所の事務所を私はこの保健センターに全部包括して、福祉のことはこの窓口に行けば全部賄いできるよというような窓口をどうしても立ち上げていただきたいと。先ほどから助役にいろいろと話をしましたけれども、やはり今後この開発、20億円以上の予算をかけてきたとなれば、道内の議員はもとより道外の議員も調査に来たり、見に来る人が多くなると思いま

す。こんなことしかできぬのかと言われるような施設でなく、来て、見て、なるほど、よくやったなというような施設づくりに知恵を出して、お金をかけるというのではなく、知恵を出し合っている施設をつくるのが好ましいのではないかということをお願いさせていただきます。

最後に、島市長さんにお答えいただきたいのですが、先般の名寄の自民党のパーティーに東京から国土交通省の自民党の会長が来て、あいさつの中でさえ風連のこの開発事業は実行しなければならぬという、東京の人でさえこういう言葉を伝えているわけです。やはり橋本聖子さんから皆さん来て、名寄のこの開発はやるのだということでございますので、最後に島市長さんの決意のほどをひとつ聞かせていただいて、終わりにしたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 市街地再開発にける議員の情熱というのをひしひしと受けとめました。私は、この合併協議の中で特に風連地区で重要な位置を占めております診療所の関係については、もう入院を休院といいたししょうか、休止にしてから時間がたっているわけですが、ことし視察をさせていただいて、やはり外来で来ている市民の皆さん方、必ずしも使い勝手がいい施設にはなっていないなど。やはり入院を受けるといことでの施設というふうを受けとめておきまして、これが中心市街地の中に位置して、風連地区の皆さん方の健康管理も含めて、診療所長を中心にして回ることが非常に住みやすい地域の再構築になるなど、このように考えているところでございます。もちろん保健センター的なものも地域の皆さん期待があるかもしれません。これは、しかし診療所があるということで大分解決をする部分があるのではないかと、こんなふうに思っております。公共が床面積幾ら占有をして、この事業に参加するかというのはまだ最終の結論には至っておりません。しかし、交流センター的なスペースの使い方も含

めて、診療所の使い方も含めて、しっかりと風連地区にほかからもぜひあそこへ寄ってみたい、そして診療も受けてみたいと、そういうような皆さんの期待される市街地再開発に結びつくことを私も期待をして、鋭意協議にも積極的に参加していきたいと、このように思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 村端議員。

○28番（村端利克議員） 最後になりました。やはり先ほど同僚議員がカーリング場やいろいろそういった施設もできたのだと。旭川の動物園の日本一の入り込みもあると。そういう観光地の回り道をやはりこの名寄のカーリング場とあわせて、南玄関口の開発事業を成功させて、そういった方々に寄っていただき、買い物の一つもしていただけるような、人が集まってこられるような施設づくりに期待をして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 以上で村端利克議員の質問を終わります。

---

○議長（田中之繁議員） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれを持ちまして散会いたします。

大変御苦労さまでした。

---

散会 午後 4時09分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 田 中 之 繁

署名議員 黒 井 徹

署名議員 田 中 好 望